

妙見祠

祭禮を行ひ、十二月十九日、又祭禮あり、其料として、田圃六町餘を村民より奉附し、毎歲怠ることなし。

●妙見祠 生葉郡新川村に在り、寺を妙見山正法寺と號ず。宇多天皇の御宇、寛平七年、肥後國八代郡妙見大菩薩を勸請せり。于時社司熊抱平馬太夫行定供奉して、其職掌たり。正長二年、今の神殿を再興す。按ずるに妙見菩薩は北斗祿存星を祭る所にして、専ら道術家の修法なり。今神に祭りて、社家これを守る。神境に巖窟あり、高さ八尺、縦九尺、横一丈八尺、窟中に木像三軀あり。傳へいふ、鎮西八郎爲朝の影なりと。猶若宮入幡宮の條下と照鑿すべし。毎歲九月廿五日祭禮を執行す。

無漏山權現

●無漏山權現 生葉郡星野村に在り。後堀河院の御宇、嘉

熊野三所大權現

祿二年、星野八郎、藤原種實、紀州熊野權現を勸請す。神職氷室源三郎供奉せり。毎年正月十五日、神樂百手的を執行す。境内に天工の岩窟あり、肥後國阿蘇山の修驗の徒入峯の時、茲に一宿して納札すること、古よりの定例なり。

●熊野三所大權現 上妻郡熊野邑に在り。社傳によれば、此社は人皇五十四代、桓武天皇御宇、延暦年中、勅宣に依りて創立せり。寺を有水山坂東寺と號ず。青蓮院門主の末寺にして、台宗の徒これを守る。寺上妻郡廣川庄七百餘町を附すと雖も、元弘の比、寺僧屢、諍論ありて、戰鬪に及び、堂社悉く焼亡せり。其後肥後國守菊池氏、豊後國主大友氏再興して、先規の如く廣川庄を寄附しけるに、天正年中、戸次道雪、高橋紹運寺坊を陣所とし、社堂を放火し、剩へ住僧信能を殺し、廢寺と

末社

せり。數年を歴て後、生葉郡問註所某の二男沙門快心社頭寺坊を再興し、大友宗麟福岡村の地三十餘町を寄附す。然して後小早川秀包當國の主たる時、其寺田を没倒せしが、田中吉政の時に至りて、今の寺産三百八十石を寄附せり。毎年十一月十九日祭禮あり。後世中堂の藥師佛を移して本尊とす。末社は若一王子社、乙天社、雷公社、天神社、左右坂本社、津江社、淺妻社、祇園社、若宮社、矢房社、上妻郡羽犬塚町六所、權現同郡石上村熊野權現、同郡高江村熊野權現、同郡知徳村熊野權現、同郡前津村熊野權現、同郡太郎村熊野權現、同郡江口村雷公神社、同郡泉村熊野權現、同郡室岡村熊野權現、同郡長田村熊野權現なり。

津江神社

●津江神社

上妻郡黒木邑に在り、祭る所の神五座、國常

立尊伊弉諾尊伊弉册尊、天照大神、天兒屋根命是なり。人皇八十代高倉帝の御宇、嘉應元年、猫尾城主黒木大藏大輔助能の願に依りて、豊後國津江郷の鎮守、津江大權現を勸請し、黒木邑の産神とす。一説に御前獄に祭る處の津江神社を、爰に勸請すともいへり。神田五町五反を附し、毎歲九度の神事を執行し、二月十一月初の丑日大祭を行ひ、神幸、流鏑馬あり。天正の兵亂に神領を沒收せられ、祭禮漸々に退轉し、今二月十一月初丑の祭禮を行ふのみ。丑の日に當りて、神事を行ふに依りて、世俗丑の宮とも稱す。肥後國阿蘇山の修驗の徒入峯執行の時、上妻郡本分村に七箇日止宿し、出脚の日より、當社にて行法を修し、終りて入峯に趣くこと、古より今に至りて絶ゆること無し。

末社當州に於いて都て百八祠、神主檜室氏、今井氏これを守
る。神寶黒木助能奉納の笛一管、太刀一振、室家待宵、小侍従の
調度十二面の鏡ありと雖も、散失して今僅に二面を存する
のみ。

六所大権現

●六所大権現 上妻郡羽犬塚邑にあり。祭る所の神六座、
中殿天照太神宮、住吉大明神、東殿霧島権現、高良大明神、西殿
西宮惠美須春日大明神是なり。人皇六十一代、朱雀帝の御宇、
承平年中の鎮座なり。三月三日、十一月三日、祭禮を行ふ。神境
に石の塔あり。南朝の年號正平を彫刻せり。

七社神社

●七社神社 上妻郡甘木邑に在り。祭る所の神、天照太神、
八幡大神、高良大明神、春日大明神、住吉大明神、日光月光是な
り。往古勸請の年歴詳ならず。文明九年、甘木河内守藤原家氏

吉田村、老松宮

再興し、明應四年、西牟田左近將監重家復た再興し、永正十六
年、甘木兵部少輔安家造營す。今の神殿は寛文元年改め造る
所なり。毎年十一月十三日祭禮あり。

●老松宮 上妻郡吉田村に在り。建長四年、下妻郡水田邑
天満宮を勸請せり。天正の兵亂に社領を沒收せられ、祭儀悉
く退轉す。毎年十一月廿五日祭禮を行ふ。又九月十五日綿著
の祭禮あり。此祭後、村氏絮服かきほろを著すること流例なづかひなり。

正八幡宮

●正八幡宮 上妻郡忠見村に在り。治承四年、川崎氏大隅
國桑原郡、正八幡宮を勸請し、川崎莊の鎮守とす。九州の亂に
焼亡し、萬治二年再興せり。古は九月十五日祭禮ありて神幸
風流猿樂あり。天正年中、筑紫氏神田を沒倒して後、其儀式退
轉し、今十一月十二日僅に祭式あり。

熊野權現

●熊野權現 上妻郡大淵村に在り。後冷泉院の御宇、天喜元年、紀州熊野山の山伏、數輩來て勸請す。寛正四年、五條左馬頭再興ありて、社田二町三反を附し、毎歲三次の祭禮を行ふ。天正年中、筑紫氏社領を沒收して、後稍衰廢し、今九月九日祭禮あり。

釜屋神社

●釜屋神社 上妻郡湯邊田村にあり。此地古より、神木一株あり。天正中、當州柳川管の釜屋神社の神職、大石氏來て、彼神木を釜屋神に勸請し、寛永二年、官に訟へて社殿を造立せり。毎年十一月十三日祭禮あり。

熊野若一王子社

●熊野若一王子社 上妻郡馬場村に在り。天武天皇の御宇、白鳳年中の勸請也。相殿、春日大明神、高良玉垂命、末社、若宮大明神也。先君靈源公、今の神殿を造營あり。毎歲十一月

善神王

十五日祭禮を行ふ。古は猿樂流、鎗馬等の定例あり。豊臣公社田を沒收ありて、後其古式廢せり。
●善神王 上妻郡北河内村、桑河内の地にあり。里老の傳説に、祭神は里の郷士なり。姓名詳ならず。常に武勇を宗とし、又相撲を好み、寛永十四年、耶蘇の賊徒、肥前國高木郡原の城に據る。此時討手の將に屬し、遂に討死す。家臣首級を携へ歸郷して、葬埋し、墳頭にのづらの石をたてたり。文化年中、里民諸病を得ることたえず。故に卜者に占はしめしに、彼の墳のたゞり、今善き神と祭るべしといふ。故に祠を建て、善神王とあがめ、毎歲九月十五日祭禮を行ふ。參詣の諸人、角力を競ふことを定例とす。又墓石は祠より手まへ道のかたはらにあり。

水田村の天満宮

●天満宮 下妻郡水田村に在り。天原山と號す。社傳によれば後堀河帝の御宇、嘉祿二年丙戌、菅原長者大藏卿爲長朝臣、勅を奉じて創建し、始め老松宮と稱す。田中吉政供田千石を寄附して、天満宮と改む。今神田四百五十八石三斗九升餘を附す。神主大鳥居氏、世々筑前國太宰府の社を兼守す。別當を延壽王院といふ。菅原姓也。每歲九月十九日祭祀を行ひ、神幸あり。流鏑馬等の恒例あり。加之天下國家の祈禱の爲め、每歲六月廿四日の夜に當りて、笠著の連歌傳へて云、參詣の僧はらず、裝笠をも脱せず、口々に句を續く、因て笠著の名あり、を興行す。神境殿門の造營、殆んど太宰府を摸せり。神威在すが如く、自他の崇敬尤も篤し。末社には若宮社、直木社、廣門社、今尾社、藤太夫社、貴船社、御靈社、天子社、荒人社、坂本社、印輪社、鎮守社等あり。

末社

五穀神社

●五穀神社 御井郡楠原村に在り。神田山成就院、圓通寺と號す。祭る所の神は、守夜神なり。往昔同郡府中邑の廢寺を國君羽林公の命に依て、此に再興あり。蓋し稼穀の豊登を護るの神なり。松園山祇園寺の末院にして、眞言の徒これを守る。廟前放生池有り、其致景云べからず。又神境に天満宮、大悲堂、念佛堂等を造し、壯嚴極めて美なり。每歲春正月、秋九月祭祀あり。境内若干の景物を粧ひ、舞踏伎踊をなし、其壯觀筆記の及ぶ所に非ず。遠境近隣の貴賤、群參市を成す。

北野村の天満宮

●天満宮 御井郡北野村に在り。社傳によれば、後冷泉帝の御宇、天喜二年二月廿五日、中關白道隆の男、藤原中宮太夫の次男、眞仙僧正始めて勸請し、源賴義、賴朝二卿より神領を寄附せり。草野太夫、重長再興し、慶長中、田中筑後守忠政、神田

五十二石を附す。承應年中、先君瓊林公再興あり、明和年中、藩君羽林公殿門を潤色し、池橋を營み、頗る佳境となる。毎歲九月廿五日祭禮神幸あり。其行粧巍々として、里民俳優をなす。但俗是を還幸の後、流鏑馬あり。座主を林松院と號す。

皇子宮

●皇子宮 御井郡阿志岐村にあり。勸請の年曆久しくして考ふべからず。祭る所の神、玉垂命の御子九體なり。社傳に曰く、

其一斯禮賀志命其二朝日豐盛命其三春日豐盛命其四淵志命其五路上海命(○筑後神名帳)其六那男美命其七阪本命其八安子寄(○一本奇命)其九安樂應寶秘命

今按ずるに、上件の神名恐くば據なきに似たり。古事記を按

ずるに

建内宿禰之子并九女七波多八代宿禰次許勢小柄宿禰次蘇賀石河宿禰次平群都久宿禰次木角宿禰次久米能摩伊刀比賣次怒能伊呂比賣次葛城長江曾都毗古又若子宿禰

と云云尙ほ按ずるに、王臣の子を以て、皇子と稱すること疑なきに非ず。然りと雖も謬り傳ふること久うして、今私に改むべからず。毎歲九月十九日祭禮あり。

若宮宮

●若宮宮 御井郡東鰐坂村にあり。傳へいふ此宮は欽明天皇の御宇勸請し、郡主佐々木四郎高綱再興して、社田三十六町を附すと。今其田廢せり。毎歲九月十五日祭禮あり。

赤司村八幡宮

●八幡宮 御井郡赤司村に在り。醍醐天皇の御宇、延長二年、草野氏山城國岩清水八幡宮を勸請し、社田十八町を附す

と雖も、秀吉公九州を征治の時、没收せらる。慶長六年、田中氏再興ありて、供田一反を寄す。今廢せり。毎年十一月初の卯日祭禮あり。

高樹神社

●高樹神社 三代實錄に曰く、

元慶二年十一月十三日、授筑後國高樹神從五位上云々、

今其神社の所在詳かならず。竊かに按ずるに、竹野郡高木邑に、天神の小社ありて、里民天滿宮と崇む。疑ふらくば、是其高樹の實迹ならん。古事記神代下の段に曰く、

天若日子アマノニヒコ射殺其雄イササキ坐イマシマ天安河之河原テンアンカノカハ天照大御神高木神之御所アマテラスノミコトノミヤ是高木神者高御產巢日神之別名

と云々。是高樹を高木と書ける證なり。又俚俗天神を天滿宮と誤ること鮮からず。凡そ天神地祇の品級を定るに、貴産靈

皇神ミコト祇等ニギハヤヒの別あり。高木神は是高皇産靈タカミムスヒ尊にして、所謂天神なり。或人曰く、高良山の麓に高牟禮タカムリの神社あり。疑ふらくば、高樹の神ならんと、恐らくば、其説據無きに似たり。猶他日の考索を待つのみ。

宮本村玉垂神社

●玉垂神社 三潞郡宮本邑に有り。寺を御船山大善寺と

號ず。祭る所の神高良玉垂命。社傳によれば、此神神功皇后の爲めに軍將となり、大に三韓に捷ち、凱旋の時、船を此に繋ぐ。故に號じて御船山といふ。蓋し上古此地境悉く蒼海にして、鰲鼉を爰に繋ぐ。今社前に、老松一株あり。傳へいふ。彼の御船を此松に係くと、後小松帝應永年中、大友親世社田三十九町四反を附すと雖も、中世退轉し、慶長年中、田中吉政神田三百石を寄附し、今猶故の如し。毎歲二月初卯祭禮を行ひ、神輿を

憩所に遷し植田の形容あり。俗是を御田と稱す。其式最も嚴重なり。古は四十五坊あり。今僅に七坊を存す。大祝一人、神職三十人、樂人美麗梅津氏等、神事に關はる。末寺照善寺、日輪寺共に境内に在り。縁起の畫圖兩軸あり。後村上天皇の寄附し給へるものにして、殆んど四百歳星霜を經、傷損尤も甚し。先君瓊林公これを見るに忍びず。狩野右京之進安信をして改描せしめ、金地院元良和尚に命じて事を記し、神庫に藏む。凡當社は玉垂命の原廟なるが故、其崇敬此の如し。三瀨郡高三瀨の地に廟院あり。妙覺院と號す。其邊を御廟野と名く。傳へてこれを玉垂命、瑩域とし、石を刻みて墓標とす。今按ずるに、是何人の墓墳なることを知らず。後人俑を作て神明を躡し、衆人を誣惑す、其罪尤も大なりとす。

風浪神社

●風浪神社 三瀨郡酒見村に在り。祭る所の神三座、中は風浪神、左は八幡宮、右は玉垂命、神なり。風浪は是れ少童の三神を祭る所也。日本書紀神代卷に曰く、

底津少童命、中津少童命、表津少童命、是阿曇連等所祭神矣。

と云々、同書 神功皇后卷に曰く、

冬十月己亥朔辛丑、從和珥津發之時、飛廉起、風陽侯舉、浪海中、大魚悉浮、挾船則大風須吹、帆船隨浪不勞、船便到新羅、時隨船潮浪遠、遠國中、即知天神地祇悉助歟。

と云々、風浪の神名竝によれり、舊記に曰く、

磯良神者、神功皇后三韓征伐の艦師也。

と今當社の神官其姓安曇にして、所謂磯良の遠孫也。中世回祿に罹りて、神記悉く燒亡せり。永祿三年、蒲池宗雪今の神殿

を再興し、慶長八年、田中吉政修造ありて、社領五十二石、燈明田五町六反を寄附せり。寛文五年、樓門を建立す。同九年、先君慈源公神輿を進納あり、冬十一月廿九日、祭禮神幸あり、縣宰甲冑を帶して供奉す。流鏑馬、猿樂等定例あり。抑、當社は風濤を護る神なり、其神德四方皆知る所にして、枚擧するに遑あらず。河海を濟るもの、來り禱らずといふこと無し。

白角折大明神

●白角折大明神 三潞郡庄島邑に在り。社傳によれば、祭る所の神、日本武尊なり、蓋し尊は景行天皇第六の皇子、武勇俊傑にして、西戎を伐ち、東夷を平げ、終歲三十にして薨す。其屍忽ち白鳥と化して、天に昇り、西に飛びて、此地に止ると。今按ずるに、日本書紀景行紀に曰く、

既而崩于能褒野、時日本

武尊化白鳥、從陵出、之指倭國、而飛之、群臣等因以開其棺、視而視之、明衣空留、而屍骨無之、於是遣使者追尋、白鳥則停於倭、琴原、仍於其處、造陵焉、白鳥更飛、至河內、留舊市邑、亦其處作陵、故時人號是三陵、曰白鳥陵、然遂高翔上天、略下

尙按ずるに、白鳥此の地に停る説、未だ詳ならず。然れども、往古の社記寶物等、天正の兵火に灰燼となりて、今考索に據なし。祭禮一歲に七次、今十一月十六日、唯一祭を行ふ。且つ古は神前に於て、九番の神樂射的の經營あり、天正の亂後、廢絶せり。社務惣市宰相、社僧金剛院、利勝院共にこれを守る。兩院は三寶院末派にして、代々子孫相續し、入峯の後、權大僧都法印を授く。

大石神社

●大石神社 三潞郡大石村に在り。社家傳へていふ、往昔大石越前守、今の神體の靈石を懷にして、伊勢國より此地に

來り、伊勢大神宮と崇め祭れりと、又一説に古昔一老尼ありて、小石を袖にし來りて此地に棄つ。其石漸々肥大し、慶長年間に至り、其徑方九尺、別に一箇の石、方三尺、厚二尺、なるがあり、里民天照太神と崇め、伊勢御前と稱し、小祠を創立すと。何れか正説なるかを知らず。年歴も亦未だ詳ならず。寛永中先君春林公の命に依て再興し、往年府君羽林公も亦命ありて造營す。蓋し神靈石漸々に豊盈して祠中に滿つるが故なり。毎歲九月廿六日祭禮あり。茲に米府の執政有馬因幡正壽嘗て撰述する所の社記あり。其詞にいふ。

三潞郡大石宮記

北筑府會、有、天照太神、祠、在、城、西南、三潞郡、大石林岡、中、蓋、莫、詳、其、始、焉、天正、中、船、曳、民、部、掌、祠、宇、寬、永、庚、辰、秋、豐、氏、公、田、於、郊、外、臨、歸、路、詣、于、此、祠、奉、奠、進、饗、仰、視、棟、宇、傾、墊、則、東、然、曰、神、德、在、人、其、神、在、天、威、靈、所、加、無、有、遠、近、

敢、忍、視、之、哉、明、日、使、上、月、與、三、郎、弓、場、次、左、衛、門、毀、旁、祠、不、如、法、者、因、悉、毀、其、美、材、以、奉、茲、役、作、治、逾、時、祠、宇、嚴、顯、矣、星、霜、數、移、復、荒、明、曆、戊、戌、秋、神、司、上、野、奏、官、府、賴、利、公、命、亦、使、經、營、之、祠、中、有、一、大、石、嚴、然、靈、石、稱、當、祠、靈、每、歲、九、月、行、祭、禮、神、司、之、家、者、山、州、吉、田、之、統、而、高、良、神、宮、宗、崎、大、和、守、之、附、屬、也、予、一、日、詣、此、祠、神、司、長、門、慨、然、歎、無、舊、記、願、爲、記、雖、然、傳、聞、之、無、考、信、則、皆、無、知、故、近、時、取、足、證、之、說、暫、記、之、俟、後、君、子、焉、

大隈村天滿宮

于時享保七壬寅冬十二月 有馬正壽敬識

●天滿宮 三潞郡大隈邑に在り、草創の季年、未だ詳ならず。但俗傳へいふ、往古より近郷の産神にして、祭祀怠ることなし。然るに天正中九州亂逆の時に當りて、神體社頭共に燒亡し、氏人微力にして再興すること能はず。神地に松一株、松とを植ゑて天滿宮と崇め祭れり。永祿年間、洪水此地に漲り、圖らずも今の神體流に隨つて、彼神木の松陰に止る。里民敬して小祠を建て安置せり。然るに同郡長門石邑の産神、嘗

神の神體、同時の溢水に漂失して所在を知らず。村民大に恐歎し、遠近を搜索するに、此所に尋來り、彼神體を見て即ち失ふ所の菅神なることを知り、頻に乞ひて故の如く鎮め祭けるに、不日復た洪水田圃に溢れ、再び彼神體此松樹に漂ひ據れり。衆皆これを奇なりとして大に信を起し、即ち其地に崇祭し、慶長三年、草創して草祠を立て、後年神殿拜殿を再興し、天和年中、樓門雞栖を建造して、毎歲九月廿五日祭禮あり。

江上本村、山王社

●山王社 三潞郡江上本村にあり。社傳によれば、桓武帝の御宇、延暦年中、江上三郎長種、江州比叡山坂本山王宮を始めて勸請し、慶長年中、田中吉政、神田百石を寄附す。祭禮、毎歲十一月初、申の日之行ふ。神境に松尾明神を勸請し、毎歲九月廿九日、祭禮あり。又祇園牛頭天王、辨才天三社、若宮、櫛谷明

三島神社

神・月讀尊の叢祠あり。

●三島神社 三潞郡西牟田村にあり。社傳によれば、中關白道隆公の後胤、西牟田彌次郎家綱、入道行西、豆州より來りて、西牟田郷を領し、豆州三島權現を勸請し、營館の鎮とし、神田祭田を寄せたり。春二月、冬十一月、祭禮あり。側に宮司の坊を營み、常滿院と號す。中世故有て、寶善寺と改號す。天正年間、西牟田氏亡滅の後、社田を沒收し、祭禮廢せり。今十一月、僅に祭禮を行ふのみ。

原中牟田村、山王社

●山王社 三潞郡原中牟田村に在り。人皇八十六代四條帝の御宇、嘉禎二年、江州比叡山坂本山王宮を勸請す。領主原若狹丞鎮種、神田一町を寄附し、社檀を建立せり。大永六年、大友家の臣豐饒美作入道永源再興し、文祿元年、立花家の臣佐

伯善左衛門復た再營す。每歲十月十五日祭禮を行ふ。攝社宇美八幡宮、往古より勸請すと雖も、漸く廢覆に及ぶ。是に於て寶曆年中、神職松本長門、官に訟へて再興し、二月十五日、九月十五日、兩度の祭禮を行ふ。婦人安産を祈るに應あり。

上青木村、老松宮

●老松宮 三潞郡上青木邑にあり。人皇九十二代、後伏見

帝の御宇、上青木の領主右京之進、下妻郡水田莊、老松宮を勸請し、社田二十五町を附す。天正中、兵亂に依りて沒收せらる。

祭禮九月廿九日、宮司梅樹院社家久留氏惣市氏これを守る。

七社大現權

●七社大現權 三潞郡檜林村に在り。一條院の御宇、長徳

元年、神職宮崎兵部少輔高良玉垂命住吉明神、八幡大神を高良山より勸請し、素盞烏尊、川上大明神、熊野權現、天満宮を京都吉田社宗源殿より勸請し、七社權現と崇む。大友家の臣豊

饒市又再興しけるが、寛永元年火ありて焦土となる。同十一年、時の地頭有馬大膳、復た再建せり。正治元年、社領を寄す。天正十六年、秀吉公悉く沒收して、漸く衰微せり。毎年九月十七日祭禮あり。

末社

末社若宮大明神、威光理大明神、諏訪大明神、龍宮神社、俱に村中に在りて、各祭祀の定例あり。

住吉大明神

●住吉大明神 三潞郡土甲呂邑に在り。嘉禎二年、江上三

郎長種の裔孫、江上加賀之丞種冬、攝州住吉神社を勸請し、大永六年、大友氏の家臣豊饒美作入道永源再興せり。慶長六年、田中忠政社地を削り、馬場を轉じて、往還の道路とす。毎年九月十三日祭禮あり。

青木村老松宮

●老松宮 三潞郡青木邑に在り。後二條院の御宇、正安二

年郡主堀右京之進、下妻郡水田天満宮を勸請す。毎年七月廿三日風流あり。又同年廿五日沖の祭あり。九月廿九日祭禮を行ふ。

末社

末社天満宮三瀨郡青木島邑にあり天満宮同郡下青木村にあり廣門明神同天満宮、同郡上青木村にあり。

本木室村天照太神宮

●天照太神宮 三瀨郡本木室村に在り。慶長六年、田中筑後守吉政の臣、宮川丹後、土田右衛門章野熊之助、松原善左衛門、俱に伊勢神宮を崇敬すること篤く、社殿を建造して遙拜所とし、國家の祈禱を修せしむ。毎年正五九月十六日、祓禊を勤行す。神寶には神鏡七面七寸三分の神劔あり。

三島明神

●三島明神 三瀨郡蛭池村に在り。寛元年中、西牟田家綱入道行西、伊豆國より來住の時、伊豆の三島明神を西牟田邑

に勸請す。其庶子西牟田筑前守、當邑を領するに至りて、同く同神を勸請す。祭田一町餘を附すと雖も、天正中、西牟田家絶滅の後廢せり。毎年十一月三日、同十五日祭禮あり。

下八院村山王社

●山王社 三瀨郡下八院村にあり。桓武天皇御宇、延暦五年、公家八院某卿、京師より來住し、比叡山坂本社を勸請せり。永祿五年、大友家より再興ありと雖も、兵火に罹りて燒亡し、近世今の草社を建立す。毎年九月十九日祭禮あり。

玉垂新宮三社明神

●玉垂新宮三社明神 三瀨郡牟田口村にあり。土御門院の御宇、元久元年、宇都宮忠宗、三瀨郡蒲池村の主たる時勸請し、天文十三年、蒲池武藏守鑑盛社殿を造立せり。毎年九月廿九日祭禮あり。

末社

末社祇園牛頭天皇天満宮坂本明神留守大明神以上四社境

總括

内に在り。朝妻明神・阿志岐明神・三島大明神・若宮大明神・石神明神・早馬社以上六社・境外に在り。凡そ管内鎮齋する所の神社、悉く記すに違あらず。今茲に其事實を存するもの、一二を擧ぐ。其餘は略して附録に記す。并せ見べし。

校訂筑後志卷之二終

校訂筑後志卷之三

故人 杉山 正仲 共編
故人 小川 正格
後輩 黒岩 玄堂 校訂

寺院

梅林寺

●梅林寺 京隈に在り、江南山と號ず。正法山・妙心寺派の禪刹なり。嘗て聞く、其初め丹州福知山の府に於て、瑞巖寺と號ず。先君春林公、米城に封居の時、今の江南山に遷し、大龍寺と改め、寺領百五十石を附す。稍年を経て、復た寺號を梅林寺と改む。蓋し、法印公の法諡、梅林殿たるを以

てなり。又寺産二百石を加附し、都て三百五十石を寄附す。元和七年、春林公の命に依て、禹門和尚草創し、湘山和尚の開基にして、代々、藩君の香華院とす。住僧代々、府君の命を奉じ、本山に登りて、勅を蒙り、紫衣を賜はること定例なり。

末院

末院は少林寺寺町にあり、靈巖寺上妻郡鹿子尾邑にあり、妙光寺下妻郡溝口長

福寺上妻郡龜甲村に在り、大日寺上妻郡蒲原村に在り、大安寺三瀬郡江上村に在り、長法寺

三瀬郡安武村に在り、普濟寺御井郡總坂村に在り、今は廢す。

醫王寺

●醫王寺 寺町に在り。瑠璃山と號す。元和七年、先君春

林公の命に依りて法印快宣創立し、祈願所とす。先君慈源

公、寺領を寄附あり。京都大覺寺の末寺にして、眞言宗なり。

日輪寺

●日輪寺 京隈に在り。海東山と號す。往昔米城の第二廓

に在り。先君春林公入城の時、今の地に移す。于時住僧文

叔和尚之を再興せり。境内に觀音堂一字あり。傳へいふ、是も

亦第二城に在りしに、文祿中小早川秀包、耶蘇の徒たりしに

依り、州内の佛閣盡く没倒せり。住僧文叔、觀音の佛像を高良

社中に匿し、數年を歴て、當寺に安置す。寛永二十年、先君

瓊林公、經隈山今觀音堂所在の山を當院に附せられて、後、草堂を創立

し、再び彼の佛像を安置せり。夜明山朝日寺の末院にして、妙

心寺派の禪徒これを守る。

德雲寺

●德雲寺 寺町に在り。圓明山と號す。元和九年、先君

春林公、草創せらる。開山の傳説未だ詳ならず。春林公の

靈牌を安置して、祭奠怠る事なし。京師妙心寺の末寺にて、緇

徒修學の禪林なり。

千榮寺

●千榮寺 寺町に在り。吉祥山と號す。元和七年の草創にして、龍護山千光寺八世從寅和尚の開基なり。千光寺の末院にして、曹洞宗の徒これを持つ。

少林寺

●少林寺 寺町に在り。瑞祥山と號す。元和九年 先君春林公の命に因りて草創す。俊嶺和尚の開基にして、妙心寺派の禪刹なり。

久留米觀音寺

●觀音寺 府下庄島に在り。寛永元年、僧清覺の開基にして、同十一年僧快圓再興せり。境内菅神の小祠あり。往古米城中にありしが、明曆二年、貞昌院殿慈源公の母公の命に依りて、當寺に移す。山城國嵯峨大覺寺の末寺にて、眞言の宗派なり。

正善寺

●正善寺 府下庄島に在り。元和九年、柳川の管内、一向宗西方寺の住僧創建して、寺號を西方寺といふ。明曆三年事故

宗安寺

あつて、空院となる。同年僧快重公裁を経て再興し、高野山發光院の末寺と成り、寺號を改め、眞言の徒と成り、國家安全の祈禱を修して怠ること無し。

●宗安寺 寺町に在り。廣岳山と號す。玉樹院、宗安寺は本、柳川府の管内にあり。元和七年、先君春林公の命に依りて寺地を賜ふ。玉樹院の前任僧莫傳の開基なり。傳へいふ、春林公、肥州島原の役出馬の時、玉樹院の隱室に宿陣ありて、米府の兵卒を集めらる。凱旋の後、其褒美として、當寺を草創あり。善導寺の末山なり。

西方寺

●西方寺 寺町に在り。光雲山と號す。後陽成帝の御宇、文祿年中、念譽和尚の開基にて、善導寺の末院なり。其初め米城の外廓、柳原の邊其時市坊に稱すにありしが、元和七年 先

君春林公當國初入の後、今の地に轉移す。

末院の壽龜山善徳寺在り所に、は元和年中の開基なり。

●心光寺 寺町に在り。普照山と號す。正保三年僧圓守の

開基にして、善導寺の末院なり。堂中不斷念佛を修して怠ること無し。

●無量寺 府下原古賀町に在り。香林山と號す。後水尾帝

の御宇、寛永年中萬哲和尚の開基にして、善導寺の末院なり。

●西岸寺 府下瀬下町に在り。寶樹山と號す。後水尾帝の

御宇、寛永年中存慶和尚の開基なり。其初め京隈の地にありしが、寛文七年今の地に移す。善導寺の末院なり。

●順光寺 拾間屋敷に在り。慶長年中、僧祐念當州柳川管内に開基し、寛永六年、府下庄島に來りて草庵を結び、終焉の

心光寺

無量寺

西岸寺

順光寺

地とす。是即ち米府に於て開基の始めとす。正保三年、先君瓊林公の命に依りて、此地に移して高堂を建て、梵鐘を懸け、彌陀の佛像を安置し、東本願寺の末派に屬し、州内の僧録とす。

淨顯寺

●淨顯寺 寺町に在り。永祿二年、僧了心御井郡仁王丸村

に於て開基し、慶長八年、田中吉政の命に依りて、米府本町に轉住し、元和七年、今の地に遷せり。東本願寺の末派なり。

●正蓮寺 府下瀬下町に在り。天正元年、南酒見村に於て

僧善佐開基し、元和七年、府下洗切の地に移して再興し、承應四年、復た今の寺地に轉ず。東本願寺の末寺なり。

●法雲寺 府下庄島に在り。元和七年、柳川管内の一向宗、

西林寺の住僧、順正來りて府下龜屋町に草創し、寛永十五年、

法雲寺

正蓮寺

天徳寺

今の寺地に遷す。東本願寺の末院なり。

●天徳寺 府下庄島に在り。傳記に曰く、承應三年、武州江戸の住僧快宥、紀伊國天川の辨才天の分體を負ひ來り、萬治元年、終に草創の功を成すと、毎年十月七日祭禮あり。三寶院派の僧徒これを守る。

妙正寺

●妙正寺 寺町に在り。莊嚴山と號す。故と丹波國にありしを、先君春林公、米城に轉封の時、住僧日舜寺を今の地に移せり。日蓮の宗派なり。

末寺

末寺に本清寺府下に在り、寂光寺同郡南酒本證寺前、常清寺三洲郡南酒本證寺前あり。

本泰寺

●本泰寺 寺町にあり。法榮山と號じ。元和七年草創し、安住院日就の開基なり。京都妙滿寺の末院にして、法華宗の徒

大生寺

これを守る。

●大生寺 生葉郡流川村に在り。五葉山と號す。後龜山帝の御宇、元中九年、無著妙融禪師の開基なり。先君瓊林公、寺田三十石を寄附せらる。古は曹洞派たりしに、近世臨濟派の僧これに住す。

末院

末院西光寺生葉郡朝田村に在り、松樂寺同郡小坂清水寺村にありあり。

石垣觀音寺

●觀音寺 竹野郡石垣村に在り。元明帝の御宇、和銅二年僧行基の開基にして、台宗の徒これを守る。傳へいふ、當山の本尊十一面觀世音は、赤梅檀一寸八分の立像、西域毘首羯磨が造る所にして、天皇の玉體守護の靈像たりしに、天皇元明帝也靈夢の感に因りて、行基に勅して、靈像を携へ、九州に下向し、當國宇地山の峻嶺に攀登り、此地頗る妙境靈地なるを以て、

奏問を経て足代山の麓に於て、荆棘を刈り、石地を開き、七堂伽藍を營造せり。是即ち、勅願に依りてなり。然るに宇地山の中央に榎の靈木一株ありき。行基これを以て十一面觀世音の大像を全木作にして、彼の赤梅檀の小像を、頭首の内に藏めて安置し、石垣山觀音寺の勅號を賜はる。和銅二年より、今茲安永丁酉に至る、殆ど一千七十餘の星霜を経たり。實に罕比の舊跡、誰か尊信せざらんや。

常行寺

●常行寺 竹野郡怒田村に在り。大永元年、僧定誓の開基なり。末寺同邑入徳寺と共に、洛陽東本願寺の末院なり。

善導寺

●善導寺 山本郡飯田村に在り。井上山或は曰く、終南山、井に投ず、辨阿深くこれを悲歎し、草廬を井上に結び、旦夕念佛を地を掘て以て彼の亡鬼を弔ふ、今尙佛殿の床下少く光明院と號ず。

人皇八十三代土御門院の御宇、承元二戊辰年、鎮西禪師聖光諱は辨阿僧法然の門弟、藤原氏宰相兼重公の孫なり。の開基なり。傳へいふ、當刹開始の時に當つて、善導大師の佛像、宋朝より來る。辨阿これを崇めて、此寺に安置す。今在る所即ち是なり。仍て善導寺と號す。鎮西流儀の本所にして、世に鎮西本山と稱す。草野氏永平同舍弟永信、水田五拾町を寄附す。亂世數歳を経て退轉し、僅に百石の地を存しけるが、元和元年、田中兵部大輔吉政寺田四百石を加附し、都て五百石、今猶存す。起主禪師の時、繪旨を賜はりて、代々の住職紫衣を著するを定式とす。每歲二月廿七日より、廿九日に至り、開山聖光上人の法會世に開山を行ふ。諸國宗派の僧徒來會して、大念佛を修し、管弦を奏す。これを筑紫樂千秋樂、越殿樂、太平樂、白柱樂、五常樂、青海波等也、寛文の比、當寺の僧法水といふ者、筑紫樂を學びて妙手

寶物

の名あり後年東武に至りて、上永檢校城談に傳ふ、上永といふ當寺
 後に八橋檢校と改め始めて、其術を三線に移すと云ふ、といふ。當寺
 の緇素其能に堪たり。三月十四日善導大師の祭祀世に善導
 を行ふ。念佛音樂あり。又正月廿五日法然上人の法會あり。此
 時も亦念佛音樂法談あり。境内の開山堂は、三祖中央に善導
 左右に圓光、聖光の二影を安の影を安置し、不斷念佛を修す。本
 堂の本尊座像の彌陀、二尺四寸五分、同脇土二菩薩聖光の自
 作なり。又鎮守堂あり。高良玉垂命八幡宮住吉大明神を崇祭
 す。此餘藥師堂辨才天社あり。田中吉政嘗て實相精舎を營造
 し、東照神君の靈を齋き祭れり。又 台徳院殿の靈位
 を茲に安じ、其祭奠怠ることなし。實に淨土宗一源の名區と
 謂ふべし。
 當寺の靈寶は源頼朝公安置の彌陀釋迦二尊頼朝公これに授け法

千光寺

然これ光に附屬す善導大師の眞影西土所也、同筆形像同船板名
 號法然自筆形像自畫法然熊谷直實に授けし名號聖光上人
 眞影聖光筆法然形像同作座像彌陀圓滿佛舍利慈覺傳衣袈
 裟但布衣廿五條也慈覺よ惠心筆彌陀畫像中將姫縫彌陀像以
 上拾三品なり。
 塔頭の脇院往昔三拾六坊あり。中世火ありて悉く燒亡し、今
 拾五坊を存す。所謂稱光院不斷院勸喜院長松院智音院心光
 院青蓮院清光院上品院清體院無量院昌泉院淨光院涼光院
 大乘院是なり。子院筑後州内四十八宇、肥後國五拾宇、肥前國
 十一宇、筑前國五宇、豊後國二宇、豊前國一宇、伊勢國一宇、武藏
 國一宇あり。
 ●千光寺 山本郡草野村に在り、此地の古名平禮石とい

ふ古書に往々見えたり。後鳥羽院の御宇、建久三年、草野太夫永平、千光國師榮西を請じて開山とし七堂伽藍を造立し、且塔中の子院七宇を建て白銀山千光院と號じ、寺田拾二町を寄附す。然して後數回の炎焦に依りて、後小松院勅して龍護山千光寺と改號し、勅額を賜ふ。正平十三年、草野次郎永種、將軍尊氏の靈塔を境内に建立す。同年後醍醐帝の皇子征西將軍の宮當寺に於て薨御あり、殯葬の舊蹤今に存して廟あり。私曰、此説聊か疑なきにしもあらざ、墳墓の條下を并せ見るべし。應永廿七年、草野氏鎮永防州龍門寺の僧、爲契禪師を請じて濟家に改め、州内曹洞の僧録とし、寺田拾五町を附す。天正十四年、秀吉公九州征伐の時、増田長盛、淺野長政、長束正家に命じて、濫妨狼藉の制札を寺門の傍に建つ。中世久留米侍從秀包、一字の小堂を建立し、

末寺

觀興寺

父毛利元就の靈牌を安置し、寺産六十一石を寄す。然して後田中筑後守忠政三十九石を加附し、都て一百石の寺田、今に存す。當寺の末山は千榮寺久留米正覺寺同圓勝寺御井郡大圓寺にあり、觀興寺山本郡法音寺にあり、圓通寺上妻郡永勝寺にあり、多福寺同慈音寺同報恩寺柳川管内明王寺三瀬郡是なり。頗る古蹤の勝區閑寂塵寰を隔つ。

●觀興寺 山本郡山本村に在り。普光山と號ず。曹洞の禪刹なり。孝徳帝の御宇、白雉年中、草野太郎常門、豊後國串川上に至り、千枝栢樹の靈木を得て、千手觀音の像を彫刻し、當山を開基して、伽藍を建立し、塔頭に三十六坊を置く。天智帝右大辨大神種政を遣して、觀興寺の勅額を賜ひ、寺田拾五町を附す。草野太夫永平、畫工土佐將監光信に命じて、大悲の由

來、殿堂樓門神祠僧坊等を描かしめし物、今猶存す。其餘寺藏の寶物舊記等、中世兵火に亡びたり。嘗て聞く、五十年前寺後の園圃を掘りて、古碑を得たるに、當寺の座主長尊の銘有りて、文保の年號を彫れりと云ふ。當寺の舊記に曰く、昔豐後國放つ、草野太郎常門、これを伐りて川に投ず、一夜にして流れて筑後川に至る、其處を名けて一夜川と云ひ、其異木の流れ止る所を、大木と號ず、今大城に作るは非なり。此木を彫刻して、觀音の靈像を造ると云云。案ずるに、此説恐くは牽強附會に似たり。例の浮屠氏の妄誕なるべし。又境内に小池を穿つて古瓦を得ることあり、皆觀興寺の三字ありて、殆ど都府樓の瓦に類し、頗る古物なり。

●**專念寺** 山本郡草野町に在り。西向山と號ず。四條帝の御宇、天福元年、聖光上人の弟子持願上人の開基なり。持願は土御門帝の忠臣、源義兼が男なり。其法統六世にして斷絶す。中世草野太郎家清郡主たりし時、善導の僧清巖再興せり。

●**上品寺** 山本郡與田村に在り。建曆元年、聖光上人の開

專念寺

上品寺

基にして、善導寺の末院なり。

●**靈巖寺** 上妻郡鹿子尾村にあり。大瑞山と號ず。稱光院の御宇、應永三十年、松尾太郎五郎久家といふ者、始めて建造し、瑞石和尚の開基にして、寺田拾町を附すと雖も、筑紫氏の爲に没せらる。近世梅林寺の子院となる。寺後座禪石あり。危巖絶壁兀然として空に聳ゆ。傳へいふ、瑞石常に其巖に座禪すと。其邊赤岩松間に孤立して、恰も竹竿を建つるが如く、其形葦に類す。名けて石筍(陽石といふ)といふ。山樹鬱蒼、閑寂蕭然たる幽境なり。

●**光明寺** 上妻郡福島町に在り。若泰山無量壽院と號ず。聖武天皇の御宇、天平年中、上妻郡酒井田村に於て、僧行基の開基なり。四百八十年を歴て後、建保年間、鎮西禪師、再興の時、

靈巖寺

光明寺

浄土宗に歸す。往古の末院、同郡天福寺、地福寺、圓滿寺、塔頭の子院都て六坊、今悉く廢せり。田中吉政城を福島邑に築くとき、當寺を今の地に移し、寺田七町、其餘修理田を寄附す。本尊阿彌陀、觀世音、勢至、共に行基の作なり。本朝に於て、二拾五三味の其一宇なり。天平より今茲安永丁酉にまで、一千五十餘歳を經たる舊刹なり。

天福寺

●天福寺 上妻郡馬場村に在り。紫雲山と號ず。四條帝の御宇、天福年中、聖光上人の開基なり。今地境僅に残れり。寺中聖光の墳墓あり。門前に古松あり。紫雲の松といふ。

宗清寺

●宗清寺 下妻郡鶴田村に在り。安福山と號す。古老傳へいふ。平家の侍、彌平兵衛の宗清建立する所なりと。然れども記文泯滅して、其傳説詳ならず。浄土宗の徒これを守る。

福王寺

筑後製紙の起原

安國寺

●福王寺 下妻郡溝口村に在り。長壽山と號ず。開基草創の舊記、中世兵火に罹りて亡せたり。本尊釋迦多寶の像、大僧都究竟院日清、武州より携へ來りて安置せり。代々法華宗の徒これを守る。中世稍破壊に及けるに、文祿年中、越前の僧、日源來つて、再興し、紙を漉く法を教へて、國用に足す。是に於て立花左近將監親成、寺田九反八畝十八歩を附すと雖も、悉く亂世に没倒せらる。凡そ當州に於て、紙を製するの起原なり。

●安國寺 御井郡神代村に在り。神代山と號す。後村上帝の御宇、延元四年、尊氏の命に依りて、每州に安國寺を建立し、諸國の安全を祈る。此即ち其寺なり。尊氏寺田三百貫を寄附せり。文祿五年、羽柴秀吉改めて、寺田拾町七反を寄す。又大友宗麟、筑後川神代の濟料を寺産とす。中世田中吉政再び改め

安養寺

て寺領五十二石を附し、今猶存す。往古塔頭九院あり。今寶林菴一字残り、子院古昔二拾箇寺あり。今山本郡草場村圓通寺のみ残り、尤も古蹟の禪林なり。

●安養寺 御井郡府中町に在り。厨山聖光院と號ず。往昔厨某府中の地頭たりし時、寺地を寄附して草創し、累世の檀越となる。是故に厨寺とも號ず。後堀河帝の御宇、寛喜年中、聖光上人當寺に僊住せり。本尊阿彌陀は、僧行基の作なり。圓光大師行狀翼贊に曰く、

筑後國高良山下厨寺、高良山は三井郡高良玉垂命延喜武内宿禰靈神時肥及懷を崇め申せり。寺は明神の御在所半山之より拾五町下りて乾の方にあたり、境内四面六十間計にして、府中町の傍にあり、方丈以下軒を比べて、本堂は七間四面なり。傳文には丈六、彌陀を安置すとあれども、今は座像二尺ばかりの尊形行基の御作といふを据えたり。淨土の宗にて

善導寺の末院なり。厨山安養寺と號す。往昔厨某府中の地頭なりければ、寺地を寄附し、堂舎を營みて、聖光上人に奉事せり。されば累葉數代を経て、無二の檀契を改めず。厨大貳久清法名安其子久直入道良齋號華連綿として、今時に至れり。高良山、極樂寺住持即心房と云ふ。

又律宗古德傳に云ふ。

無人尊律師遊關西、寓安樂寺、猛練三載、稟沙彌戒、筑後州安養寺。

と云云、實に罕比の舊蹟なり。

東林寺

●東林寺 御井郡光勝寺村にあり。靈松山と號ず。元祿十五年、先君慈源公の命に依りて草創し、慈妙空惠和尚の開基なり。天下安泰の祈願所にして、眞言律宗の徒、碩學の僧これを守る。寺田三百石を附す。其地清麗無比の靈場なり。

極樂寺

●極樂寺 御井郡府中町に在り。千手院と號ず。開基の年

國分寺

歷未だ詳ならず。往昔住僧行圓法印、肥前國築間法印より、山伏の袈裟頭を傳授して後、寛文十年、筑前筑後肥前肥後豊前豊後日向伊豫尾張都て九箇國の山伏の袈裟頭となり、聖護院宮の袈裟下にして、大先達權大僧都法印に補任し、眞言宗の比丘聖體なり。毎歲和州芳野に於て、入峯の先達を爲し、袈裟下の山伏數十輩、其笈に屬從す。田中忠政寺産三石四斗五升を附し、久留米侍從秀包、御井郡和泉村に於て、水田一町餘を寄せ、其後先君春林公、御井郡高良内村遣水に於て、畑五十石并に山林を賜ひ、慶安五年、先君瓊林院寺田五十石を賜ひ、都て五十三石四斗五升、今猶領納す。

●國分寺 御井郡國分寺村に在り。元正天皇の御宇、養老七年、一國一寺を建て、國分寺と號す。是れ其寺なり。寺産拾五

福聚寺

町を附し、尊氏再興せしより、頗る大寺たりしと雖も、漸く衰廢して、今僅に草堂あり。高良山常樂坊兼帶して之を守る。

●福聚寺 御井郡枝光村に在り。慈雲山と號す。往昔上妻郡龜甲村の廢寺、長福寺を茲に再興し、寛延年中、僧古月の開基にして、府君羽林公建立ありて、寺産二百五十石を寄附せり。學僧見性を磨究する禪窟なり。

大悲堂

●大悲堂 神田山圓通寺の境内にあり。圓通寺は往昔御井郡府中邑に在りて、淨土念佛の道場たりしが、中世退轉して、若干の星霜を経けるに、邦君羽林公、府下市坊の外に再建ありと雖も、古の本尊觀世音の佛像、是より嚮き、火災に罹りて亡ける故、安永年中、新に大悲堂を營造し、本州上妻郡漣邑の珍産、光遠木を以て如意輪觀音の靈像を彫刻し、

筑後三十三所
靈場

君公自寫の佛經普門品を胎中に納めて安置し、筑後州三十所順禮の靈場と成れり。堂裡の莊嚴言辭の盡す所に非ず。皆是 羽林公、意願の旨趣に因りてなり。所謂三十三所の列次に曰く、

- 其一 高良山本地堂十一面觀世音
- 其二 山本郡山本村觀興寺千手觀音
- 其三 竹野郡石垣村觀音寺十一面觀音
- 其四 生葉郡山北村清水寺十一面觀音
- 其五 竹野郡德童村法音寺正觀音
- 其六 御原郡本郷町慶雲寺正觀音
- 其七 御原郡松崎町靈鷲寺正觀音
- 其八 御原郡横隈村如意輪寺如意輪觀音
- 其九 御原郡大板井村福聚菴正觀音
- 其十 御原郡鹽坂村普濟寺正觀音

- 其十一 御井郡國分寺村國分寺正觀音
- 其十二 御井郡草場村圓通寺正觀音
- 其十三 御井郡北野村千德寺正觀音
- 其十四 御井郡石崎村圓勝寺正觀音
- 其十五 御井郡神代村安國寺十一面觀音
- 其十六 久留米圓通寺如意輪觀音
- 其十七 久留米少林寺正觀音
- 其十八 久留米正善寺正觀音
- 其十九 久留米觀音寺正觀音
- 其二十 三潞郡夜明村朝日寺不空羅索觀音
- 其廿一 三潞郡西牟田村寬元寺正觀音
- 其廿二 上妻郡熊野村坂東寺千手觀音
- 其廿三 下妻郡今寺村光明寺千手觀音
- 其廿四 三池郡今山村普光寺千手觀音
- 其廿五 三池郡下内村惠日寺正觀音

- 其廿六 三池郡楠田村、帝釋寺正觀音、
- 其廿七 山門郡原野町、甲山寺千手觀音、
- 其廿八 山門郡本吉村、清水寺千手觀音、
- 其廿九 山門郡大塚村、永興寺千手觀音、
- 其三十 上妻郡山下町、淨福寺十一面觀音、
- 其卅一 上妻郡北田村、大光寺千手觀音、
- 其卅二 上妻郡川瀬村、圓通寺正觀音、
- 其卅三 上妻郡鹿子尾村、靈巖寺千手觀音、

右高良山本地堂より順廻し、靈巖寺に到る、其行程四拾六里三拾三町半、

專修寺

●專修寺 御井郡藤山村に在り。一向山と號す、行基の開基にして、中世僧行明再興して善導寺の末寺と成る。子院無邊光院、觀喜光院、智惠光院、炎王光院、清淨光院、不斷光院、都て

榮恩寺

六坊悉く退轉せり。

●榮恩寺 御井郡赤司村に在り。慶長七年、田中兵部太輔吉政、當州受封の時、赤司邑に砦を築き、其臣田中左馬允をして守らしむ。此時始めて建立し、左馬允が香華院とす。同士の古墳、今猶ほ存せり。承應年中、東本願寺より、先君瓊林公に希望して、故の寺號璘光寺を改めて、榮恩寺とす。

御井寺

●御井寺 高良山中に在り。院は故と月光院といひ、今淨蓮院に改む。台徒の社僧これを守る。後蓮臺院とす。其長を座主と號す。蓋し玉垂命より、三十二世の神裔、大祝美濃理麻呂保續の三男武見麻呂保依妻帶の僧と成り、隆慶と號す。是座主家の祖なり。于時人皇四十代、天武帝の御宇、白鳳年中に當れり。

靈鷲寺

●靈鷲寺 御原郡松崎町に在り、瑞松山と號す。後二條院の御宇、乾元元年、西牟田彌次郎家綱、三瀨郡西牟田村に創立し、相州鎌倉建長寺大覺禪師の法孫、雲山和尚の開基なり。後奈良帝の勅願所にして、西牟田氏、蒲池氏、立花氏、各寺田を寄附す。延寶八年、米封本知の内、一萬石を以て、先君瓊林公の養息、有馬伊豫守豊範主に分封ありて、塚を松崎邑に營む。于時、寺堂を茲に移して、寺産四石二斗を附し、禪徒をしてこれを守らしむ。

長福寺

●長福寺 御原郡大板井村にあり。興隆山と號す。僧行基の開基にして、大友宗麟の氏族、戸次氏の香華院なり。境内に戸次が塚、墳あり、徑二間ばかり、古松一株ありて、世に長福の松と稱しけるが、近世枯朽して、塚共に廢せり。惜むべし。往古

如意輪寺

は寺産五十三石、寺境方一町餘を附せり。小早川秀包、盡く没倒し、殆ど廢地となる。元祿年中、僧方廸草堂を再興し、神代山安國寺の末派を轉じて、黄檗派となれり。

●如意輪寺 御原郡横隈村に在り。清景山と號す。孝謙帝の勅願に因りて、僧行基の開基なり。本尊如意輪觀音の佛像即ち、行基の彫刻なり。中世、殆ど退轉せんとしけるを、先君瓊林公、古蹟の廢絶するを歎惜ありて、堂宇を再興ありけるに、寛文八年、豫州豊範主に御原郡の内一萬石分地となり。貞享元年、豫州故有て改易に及ぶ。横隈邑公料と成りて、寺堂復た破壞しけるを、近世郷民の助成に依りて、再び堂舎を造立し、眞言宗の徒これを守る。

柱昌寺

●柱昌寺 御原郡本郷村に在り。種徳山と號す。又往古、溪

上菴と號ぜり。弘治三年、郡主御原山城守種連再興し、寺田を附し、寺號を改めて香華院とす。幾許の星霜を経て頽廢しけるに、承應年中、僧了波古蹟の廢滅を歎き、草菴を再興し、善導寺の末院とす。本尊阿彌陀の佛像は聖德太子の作る所といふ。

淨同寺

●淨同寺 御原郡力武村に在り。金中山と號す。六波羅密寺の住僧空也、念佛弘行の爲め、諸國を回歴し、此寺を創立し、九品宗とす。于時承平元年に當れり。力武邑に倡優を業とする者あり、傳へ云、千光國師入唐して歸朝の時、西土より従ひ來る所の人をして、彌陀經を教へ、一寺を筑前國博多に建立して、金松山西光寺として、九品宗と名付て、念佛三昧を修せしむ、其遠孫念佛觀經を廢して、専ら淫靡の歌舞をなし、四方に物を乞ひて生涯を營む、或は常に茶筌を販ぎ、或は羅念佛を行ひて、殆ど京師の鉢敵に類す、其先は空也上人の流を傳ふと云へり、案ずるに、此淨同寺も、亦九品宗にして、空也の開基する所、彼西光寺の族の除類ならん、又三瀨郡江上村にも、歌舞を以て己が業を賣るものあり、是もまた一般の族なり。

西光寺

●西光寺 御原郡本郷村に在り。永正年中、右金吾太夫大藏朝臣種勝建立して香花院とす。種勝が子親種、其子三原佐右衛門太夫重種に至り、繁榮の地たり、重種亡びて後、稍衰廢しけるが、近世の僧林西、古跡の斷滅を歎じ、草庵を結びて、千日念佛を修す。其法弟順西、十方の檀力を頼み、草堂を再興し、善導寺の末院となれり。

朝日寺

●朝日寺 三瀨郡夜明村に在り。夜明山と號す。後嵯峨帝の御宇、寛元三年、宋の無準和尚の弟子、神子榮尊和尚榮尊は、康頼の男なり。康頼、疏黃が島より歸洛の時、肥前筑後の間に、俳判官して、藤原氏の女を嬖して一男子を儲く。長成して、薙髮し、禪學を研究し、遂に五岳に登り、聖一國師を師として、法を嗣ぎ、肥前國水上山萬壽寺に住して、當寺を創開して、兼守る。今に神子が木像を安じて、祭祀の開基なり。田中吉政寺産四石三斗を寄附す。寺前井水あり。傳へいふ、延寶年中、郡司板桓氏公許を経て、民

を役して此井を穿てりと、其水麗潔世人皆奇とす。今これを般若水と唱ふ。妙心寺派の禪窟なり。

榮勝寺

●榮勝寺 三瀨郡牟田口村に在り。善見山と號ず。朱雀帝の御宇、承平三年草創の地にして、建久六年頼朝公の再興、覺也和尚の開基なり。往古七堂伽藍たりしが、亂世を経て退轉す。天文五年、蒲池民部太輔鎮並再興せり。京師東福寺の末山、曹洞派千光寺の末寺なり。

東照寺

●東照寺 三瀨郡立石村に在り。立石山と號ず。後醍醐帝の御宇、延元年中、田間に一石を得て、藥師佛と崇尊し、祈願屢應ありて、一字の梵刹を建造し、瑞松山靈鷲寺の僧雲山禪師開基せり。慶長年間、田中吉政の長子、口病を患ひて、靈驗を祈り、其病忽ち瘥えたり。是に於て、堂宇を再造し、寺田十八石五

清淨院

斗を附す。妙心寺派の禪院なり。

●清淨院 三瀨郡前牟田村にあり。松林山と號ず。豐饒美作入道永源の草創にして、大友義隆の香華院たり。僧感譽の開山にて、善導寺の末山なり。寺後に古墳ありて、古松一株あり。里老傳へいふ。大友義鑑戦死の塚なり。故に靈牌を置き、到明寺殿と號ずと。今按ずるに、義鑑は天文十一年豊後國府内に於て卒せり。疑ふらくば、是、大友の家臣義鑑の廟を營み、祭祀をなせる古址なるものか。

正覺寺

●正覺寺 三瀨郡流村にあり。西牟田氏建造して、夫人の香華院とす。本尊地藏佛を安置す。傳へいふ。天正年間、夏月旱魃して、寺田殆ど廢圃となる。住僧三甫禪師雨を本尊に祈りしに、奇驗ありきと。故に俚俗水引地藏と稱す。

寛元寺

●寛元寺 三瀨郡西牟田村にあり。五葉山と號す。西牟田入道行西の願に依りて、寛元元年に草創し、寺田を附すと雖も、漸々に退轉し、慶長年中、田中氏寺産一反六畝九歩を寄せ、今猶存す。瑞松山靈鷲寺の末山にして、五山派の禪窟なり。京都六波羅の下文、建武年中、征西將軍の制書、西牟田家寺田の印證等、今に存せり。寺後西牟田氏代々の古碑あり。永正、大永等の年號を刻す。

池青寺

●池青寺 三瀨郡津福村に在り。宮木山と號す。此寺故と同邑松山の地に在りしに、盛徳院殿夫人の願意に依りて、此地に移し、營造ありて、圓察和尚を施主とし、寛保四年修營成る。本尊觀世音は往昔より同邑に存在して、世に靈驗を唱ふ。寶曆年中、寺産五十石を附し、盛徳君の靈牌を安じ、

九品寺

修勤怠ることなし。

●九品寺 三瀨郡江上川上村にあり。西法山と號す。後柏原帝の御宇、天永年中、大友の家臣、豊饒美作入道永源草創し、寺田三反三畝を附す。田中吉政其田を沒收せり。九品宗の徒これを守る。此邑に歌舞を業とする優人の一等あり、世に寺家上人の流を汲む者なり。案ずるに、永源當刹を草創するの縁に因りて、彼の優兒の輩を爰に移すものか。尚ほ金中山淨同寺の條下を照考すべし。

蓮福寺

●蓮福寺 三瀨郡檜林村に在り。傳へ曰ふ、御船山大善寺創立の比、此地を草創し、本地十一面觀音を安置し、三瀨郡中の祈禱所とすと。土御門家陰陽師、江原氏これを守る。

大安寺

●大安寺 三瀨郡江上村に在り。醫王山と號す。延暦年中の草創にして、江上三郎長種寺田三町三反を附す。中世其地

悉く退廢せり。嘗て大檀越大安寺殿の牌を安置す。末寺、同邑光西寺、同修林菴、横溝邑圓通菴、俱に今廢地となる。江南山の末院なり。

慶雲寺

●慶雲寺 三瀨郡蛭池村に在り。大興山と號ず。寛元年中、

西牟田筑前守建立し、香花院とす。鎮宗和尚の開基にして、曹洞派の禪林なり。西牟田家斷滅の後、頽廢し、今僅に茅舎を存せり。

淨願寺

●淨願寺 三瀨郡六町原村にあり。後柏原帝の御宇、文龜二年の領主、岩永兵部丞藤原重俊が末子、岩永右馬之助幼弱にして、緇林に入り、戒を洛陽西本願寺に受けて、當寺を建造す。第三代僧善理に二男あり。兄を慶覺といひ、弟を道賀といふ。元和八年、同邑常然寺を開基して、慶覺をして守らしめ、寛

眞光寺

永三年、同郡城島村正法寺を建立して、道賀に與ふ。傳へいふ。當刹の本尊阿彌陀佛の木像頭は僧行基の作なり。東本願寺の末院とす。

明王寺

●眞光寺 三瀨郡西牟田村にあり。大永二年、僧善了の開基なり。東本願寺の末院にして、末寺は上妻郡椿原村雲長寺なり。

其他の寺院

●明王寺 三瀨郡牟田口村にあり。愛染山と號ず。後鳥羽院の御宇、建久六年、源頼朝卿の草創にて、天文五年、蒲池武藏守入道宗雪の嫡男、蒲池民部大輔鎮並再興せり。龍護山千光寺の末院なり。
此餘の寺院悉く附録に記す、併せ見るべし。

墳墓

磐井の古墳

●磐井の古墳 上妻郡一條村に在り。釋日本紀に、筑後風土記を引いて曰く

上妻縣南二里有筑紫君磐井之墓墳高七丈周六丈○船曳鐵門翁曰今檢實地有一百六丈餘墓田南北各六十丈東西各卅丈石人石盾各六十枚交陳成行周匝四面當東北角有一別區號曰衙頭衙頭致其中有一石人假容立地號曰解部前有一人裸形伏地號曰偷人偷人仍爲偷側有石猪四頭號賊物物也彼處亦有石馬三匹石殿三間石藏二間○以下原本には下略と記せし今は全文を掲げたり古老傳云當雄大迹天皇之世筑紫君磐井豪強暴虐不擾皇風生平之時預造此墓俄而官軍動發欲襲之間知勢不勝獨自遁于豐前國上膳縣終于南山峻嶺之曲於是官軍追尋失蹤士怒未泄擊折石人之手打墮石馬之頭古老傳云上妻縣多有篤疾蓋山茲賦

石室一所あり里老嘗ていふ田中氏上妻郡福島の城を營築の時彼石人石馬石猪を倒して石壘の料とすと最惜むべし其形容彫刻絶異にして地上より六尺許り殆んど介者に類す惟るに彼石人は異邦に所謂翁仲是なり水經の註に曰く 鄗南千秋亭壇廟有兩石翁仲

仲哀帝の殯蹟

と云云本朝に於ても大和國高市郡平田邑檜隈坂合之陵明欽天の傍に翁仲二軀あり蓋し貴族の墳墓に翁仲を置くこと古の禮にして和漢同一なり

●仲哀帝殯蹟 御勢大靈石社前にあり帝の朝熊襲叛きて朝貢せず帝是を征伐せんが爲め長州に行幸し豊浦の行宮に居玉ひ終に天駕筑紫に到り樞日宮に居玉ひ群臣と熊襲を討たんことを議す翌年帝痛身有りて崩じ玉ふ于時武

内宿禰天皇の喪を匿して、天下に知らしめず。竊に帝の屍を收めて、海路より長州に遷り、豊浦に殯す。蓋し此殯蹟は、其時の古蹟なるか。

征西將軍の廟

●征西將軍の廟 龍護山千光寺境内に在り。征西將軍は後醍醐帝第九の皇子、懷良親王なり。延元三年、肥後の國主菊地武光、南朝に請ひて、親王を肥州に奉迎し、征西將軍の宮と號じ、屢、少貳大友等と戦ふ。正平十三年、武光大友氏時を討たんが爲め、將軍の宮を奉じて、豊後に赴く。此時に當りて、太宰少貳頼尙阿蘇、大宮司等、武光に背きて、松浦秋月、島津の族と牒し合せ、杜の濟を前に當て、陣を張る。武光川を涉りて、少貳が陣を敗る。今此廟墓は、其行宮の址なるか。

東照權現の廟

●東照權現の廟 井上山、善導寺境内に在り。田中兵部大

大猷院の殿廟

輔吉政創建し、實相精舎と稱す。後年 台徳公の靈位を并せ、祭りて、寺僧をして之を守らしむ。

●大猷院殿の廟 高良山中に在り。慶安四年 先君瓊

林公、大相國の靈牌を安置し、承應三年、供田百石を寄進あり。牌銘は、毘沙門堂門主の筆迹にして、署扁は、竹林院門主の書する所なり。

田中忠政の墳墓

●田中忠政の墳墓 龍護山千光寺に在り。筑後守忠政は、田中吉政の三男にして、父の遺領を封受し、柳川の城に據れり。元和七年、武州江戸に於て卒す。法號大格院殿前筑州太守、機耘道越大禪定門と號す。此廟は、後世田中家の士臣の築く所にして、墓邊に、同家の權臣五六輩の石碑あり。

一之塚

●一之塚 下妻郡尾島村に在り。傳へいふ、往昔壽永の戦

争に、長州壇浦の軍敗れ、平氏の殘黨奔走して、此地に來り斬戮せらるゝ者數を知らず。其骸骨を聚めて同穴に埋め、塚墳を築くこと五六箇と、其側に一墳墓あり。號じて淺山小次郎塚といふ。古老の傳説にいふ、淺山は平氏の餘類にて、壇浦の敗卒を帥ゐて、漸く此處に落來り、終に運つきて此の一之塚にて生害す。淺山嘗て劔に伏す時和歌を詠じて辭世とす。其辭に曰く、

武士の命を賣るや市の塚

立そめしよりかうと思へば

古昔此處曠野人稀にして、數百株の古松枝を争ひ若干の古墳ありて、強盜旅人を惱すに依りて、延寶年中尾島村の里民官に告して、此地に市鄼を新造し、旅客の驛路とす。此時彼古

毘沙門谷古墳

墳を發きて、許多の甲冑刀鏃の朽たるを得たり。里老の傳説此に於て乎其信を見る。

●毘沙門谷古墳 高良山中に在り。里老傳へいふ、武内宿禰の廟なりと、按ずるに宿禰の墳墓は、河内國古市郡譽田村にありと、河内志に見えたり。又日本書紀を按ずるに、

允恭天皇五年秋七月玉田宿禰方集男女而酒宴焉中密遮吾襲而殺于道路因以逃隱武内宿禰之墓域

と云云、今一字の題するもの無くして、其證を見ざること恨むべしとす。

僧隆慶の古墳

●僧隆慶の古墳 高良山中に在り。隆慶は、玉垂命卅二世の裔、大祝美濃理麻呂保續の三男、武見麻呂保依出家して座主と成り、鎮西の講師たり、養老年中遷化す。今墳上二老松あり。

平氏の古墳

●平氏の古墳 竹野郡平村にあり。里老これを平。清盛、或は重盛の塚なりといへど。信ずべからず。今按ずるに、平家の貴族竄居の地なるによりて、村名を平と號するか、塚上五輪の石塔あり。

古蹟

旗崎

●旗崎 高良山中東光寺古城跡の邊に在り。此地は神功皇后西征の時、錦の御旗を建て玉ひし古蹟なり。高隆寺鐘銘の序源僧寂に曰く、
高隆寺者、往昔神功皇后西征之營地、而隆慶上人草創之梵刹也。
と蓋し高隆寺も其古、此地に在りしこと疑ふべからず。

磐井川

●磐井川 高良山下御手洗の下流なり。磐井は上古常國の造なり。日本書紀に曰く、

繼體天皇二十一年夏六月壬辰朔甲午、築紫國造磐井陰護、叛逆猶豫經年、略中二十二年冬十一月甲寅朔甲子、天將軍物部大連鹿鹿火親與賊帥磐井交戰於筑紫、御井郡、旗鼓相望、埃塵相接、決機兩陣之間、不避萬死之地、遂斬磐井、果定疆場。

と云云、按ずるに、今の府中の地は、磐井が國府の址たる古蹟なるべし。

益影の井

●益影の井 御井郡大城村に在り。此古井往昔より安産の祝水に用ふる靈水なり。蓋し益影の嘉名に因るか。

生葉島

●生葉島 生葉郡西溝尻村に冢あり。方一丈ばかり、塚上老杉一株あり。古老の言にいふ、昔景行天皇巡邦の時、膳司酒

蓋を收し所なりと、日本書紀に曰く、

景行天皇十八年八月、到的邑而進食、是日膳夫等遺蓋、故時人號其遺蓋處曰浮羽、今謂的者訛也、昔筑紫俗號蓋曰浮羽、

と筑後風土記に曰く、

昔景行天皇巡國既畢、還都之時、膳司在此村忘御酒蓋云云、天皇勅曰、惜乎朕之酒蓋、遂爲宇伎、因曰宇伎波夜郡、後人誤號生葉郡、

と云云、彼の冢上の老杉は

往昔鎮西八郎爲朝相州鎌倉鶴岡八幡の神木を生葉郡若宮村八幡宮の社地と、此の生葉島とに移植えて、古蹟の標とせり、後年星霜を経て枯朽せしに依りて、間註所康行彼の若宮八幡宮の社地の杉枝を採りて、此所に挿木とし、今猶繁茂せりと。

若宮の大宮司安元氏の家記に見えたり。

●景行天皇行宮址 生葉郡若宮村八幡宮の社地にあり。

景行天皇行宮の址

古説にいふ、若宮八幡宮の社地、本社の左右に假山の如き高陽の所あり、是即ち行宮の古蹟なりと、豊後風土記に曰く、

昔者纒向日代宮御宇大足彦天皇(天皇)征伐球磨、噉啖凱旋之時、發筑後國生葉行宮幸於此郡(田)有神名曰久津媛化而爲人、參迎、辨申國消息、因斯曰久津媛之郡、今謂日田郡者訛也。

と云云、即ち此地の事にして、其靈蹤たるを以て、八郎爲朝八幡宮を勸請せりといふ。

御座石

●御座石 生葉郡新川村山中栗木野にあり、新川村より星野村に越ゆる山路の傍に、大石二あり、其大なるを御座石と號し、縦一丈八尺餘、横一丈餘、厚さ一尺六寸餘にして、石面平かなり、小なるを鉾立石と號じ、石面に鉾の鐙を樹つべき穴三あり、傳へいふ、景行天皇、上妻郡より此地に到り玉ひ、彼

山内村の石窟

石穴に銚を樹て石上に憩ひ玉ひし古蹟なりと。

●山内邑の石窟 上妻郡山内村に在り。窟中南北三丈餘、東西一丈餘、其内を二分にす、其高さ一丈五尺許、四壁各天造の大石を以てす、内に二の石槽あり、一箇は長さ九尺、深さ二尺、一箇は斯より稍小し、俚俗傳へいふ、秦の始皇、方士徐福をして、童男、女數千人を將ゐて、海に浮び、仙薬を求めしむるに得ず、遂に此州に停まり、船を此所に棄つ、船化して石となると、固より是れ愚蒙の戯言、何ぞ辨ずるに足らんや。易、繫辭傳に曰く、

上古穴居而野處、後世聖人易之以宮室、上棟下宇以待風雨。

と、大古宮室の制なく、穴居せること、和漢共に同じ。當州に存する所の石窟、幾許といふ數を知らず、其製、僉な一般なり。伊、葉子

都御酉の館址

(榎齋井)曰く、彼の石槽は蓋し石棺にして、一箇の小槽は其附葬ならんと云々。

●筑後守都朝臣御酉館址 御井郡赤司邑の内、龍が崎に在り。其傍に古墓あり、石面に貞和五年八月日と見えたり。村民これを良積石と傳稱せり。蓋し御酉を射殺す所の凶賊を追討の爲め、左衛門權佐、藤原朝臣良積を以て、殺害使として、此地に遣すよし、三代實錄に見えたり。疑ふらくば、良積が古墳なる歟。御酉が緯は、氏族の條下に見えたり。

八院の古戰場

●八院古戰場 三瀨郡中八院村にあり。慶長五年、子十月廿日、鍋島信州の牧勝茂、立花飛州の牧宗茂、兵を此地に接へ、大に攻戦し、死傷する者數を知らず。今に至つて、八院合戦と稱す。其骸骨を収めて、冢墳を築き、土俗これを亡靈塚と號す。

筑後川の古戦場

●筑後川の古戦場 御井郡にあり、建徳二年、今川伊豫守貞世入道了俊、筑紫の探題に補せられ、九州に下る、大内義弘、義満將軍の命に因りて、之を介援し、太宰少貳頼資も亦、貞世に來り加はる。菊池武政、これを聞きて、其子(一本弟)武教を將として、七千餘兵を帥ゐ、貞世を討たしむ。貞世も亦、八千餘騎を率ゐて出張し、武教と筑後川を隔て、大に戦ふ、武教終に利無くして、肥後に歸陣せり。

大保の古戦場

●大保の古戦場 御原郡大保村に在り。太平記に、所謂大原是なり。正平年中、肥後國菊池氏と、太宰少貳接戦の地にして、主客の戦死する者、殆ど五千四百五十餘人なり。古人曰く、唯一日一場にして、戦死する者、斯く衆多なるは稀なりと、後年其暴骨を曠にして、寺を其傍に建造し、其靈を祀奠せしが、今は廢せり。

宮の陣

●宮の陣 御井郡にあり。昔者、征西將軍の宮、軍裝を此に整へ、玉ひし古蹟なり。今宮地に作るは訛なり。宮陣濟の津吏某が家の紋は、菊水にて、楠家なり、傳へいふ、征西將軍、九州臨向の時、供奉せしもの、後裔なりと。

高良山の古戦場

●高良山の古戦場 御井郡にあり。文中三年、將軍義滿、兵を帥ゐて九州を征す。菊池武政、長州に出張して拒戦すと雖も、終に敗走して、肥後に歸る。茲に於て、將軍從兵二十餘萬を率ゐて、肥後に入らんとす。武政衆と相議し、寡を以て衆を討つもの、嶮に據るに如ずとて、兵を引いて、高良山に陣す。京軍これを圍むこと五十餘日、武政固く守る故に、抜くこと能はず。將軍遂に、細川頼之をして、和義を整へしめ、九州平定す。又大永五年、高良山の座主良寛、大友家に從屬するに依りて、當國

の住士河崎右京亮西牟田播磨守兩家の兵士五百餘人、不虞に高良山に兵を進む。良寛嶮に據りて能く防ぎ、輒く抜くことを得ず。猶豫しけるに、大友の援兵五百人、河崎西牟田が陣を襲ふ。是に於て兩家の軍士、戦はずして敗散せり。同年六月十五日、西牟田左衛門大夫旗を揚げ、陶三池溝口、蒲池、河崎、大津山、大野、小代、邊春の九家と牒し合せ、再び高良山を圍み攻む。座主良寛防拒の術盡きて敗走せり。

足利尊氏の陣址

●足利尊氏の陣址 下妻郡鶴田村に在り。建武三年、足利尊氏、京都合戦に敗績し、九州に漂泊して、菊池掃部助武俊と、筑前國多々良濱に鬪戦し、菊池利を失ひ、肥後國に軍を班す。尊氏乃ち菊池を討たん爲め、兵を肥後に進む。此時營陣を此地に結べるものか。

秀吉の陣址

●豊臣秀吉公陣營の址 高良の山際、乾の一峯、頭吉見嶽の古城跡は、即ち其所なり。蓋し天正十五年、豊臣公薩州動座の時、營陣の地なり。

馬洗川

●馬洗川 御井郡鱈坂村に在り。里老傳へいふ、近江源氏佐々木四郎高綱、軍功の賞として、當州鱈坂の庄、七百町の地を賜はり、此に移住し、其良馬生啖を此川に洗ふと。今按ずるに、鱈坂の大農長、佐々木氏の家傳にいふ、佐々木高綱、此地に寓居すること三年、三瀨郡笹淵村より嬖妾を需め、一男子を生じ、佐々木三藏利綱と名つけ、高綱鎌倉に歸鞍に臨み、此地を利綱に附與せり。其裔孫民間に落ちて、今猶ほ鱈坂の地に在住し、家の紋四目結を用ふと。是を以てこれを見れば、馬洗川の舊説據なきにしもあらず。

高岩の城址

●高岩の城址 生葉郡星野村に在り。星野氏重忠が築きし所なり。東西二十五間、南北十五間。

白石の城址

●白石の城址 生葉郡星野村に在り。星野重忠が甥星野正實が據りし所なり。東西十五間、南北五間。

鷹取の城跡

●鷹取の城址 生葉郡星野村に在り。星野重忠の曾孫星野重種が築きし所なり。東西四十五間、南北十間の山城なり。

井上の城址

●井上の城址 生葉郡小坂村に在り。大永年中、問註所刑部大輔親照が築きし所なり。第一城東西廿間、南北十五間、第二城東西十間、南北十五間、第三城東西十五間、南北十間の山城なり。此城守成に利あらざるを以て、新城を同郡新川村長岩に築き、これに據れり。

長岩の城址

●長岩の城址 生葉郡新川村に在り。問註所親照が子重直

立石の城址

が築きし所なり。第一城東西十間、南北十五間、第二城東西十間、南北廿間の山城なり。

●立石の城址 生葉郡流川村に在り。問註所氏、星野伯耆守

正實と争鬪の時、星野が勢を拒せんが爲め築きし所なり。然りと雖も衆寡敵し難く、竟に潰没せり。東西三十間、南北十間の山城なり。

福丸の城址

●福丸の城址 生葉郡延壽寺村にあり。星野伯耆守高實が築きし所にして、東西十八間、南北十一間。

西隈上の城址

●西隈上の城址 生葉郡西隈上村にあり。星野何某が築きし所にして、東西十八間、南北十一間の山城なり。

清水城址

●千代久清水城址 生葉郡と竹野郡との境に在り。城主未だ詳ならず。東西五間、南北七間。

明見の城址 生葉郡屋形村に在り。星野伯耆守が築きし所なり。

以上の四城、星野大友兩家争戦の附城なり。

●松尾の城址 生葉郡新川村と田籠村との境に在り。大友家本州出師の時、同家の築きし所なり。第一城東西十三間、南北五間、第二城東西十六間、南北十間の山城なり。

●妹川の城址 生葉郡妹川村に在り。俚俗満願の城と號ず。城主未だ詳ならず。里老或は平氏の築きし所ならんといへり。東西五十五間、南北八間。

●原口の城址 生葉郡西原口村に在り。城主未だ詳ならず。東西四十三間、南北四十一間。

●耳納山西の城址 生葉郡屋形村千代久村の境に在り。星

野伯耆守か築きし所なり。

●高井嶽の城址 生葉郡小鹽村に在り。豊筑の境に在り。大友家斥候の爲めに築きし所なり。

●一の瀬館址 生葉郡朝田村に在り。問註所重直が舍弟、町野孫助重信が居館なり。嘗て聞く問註所善長と、重信兄弟屢隙ありて、天正年間、此館に於て相刺殺すといへり。東西三十間、南北五十間。

●内山の城址 竹野郡麥生村に在り。星野右衛門大夫某が居城なり。

●石垣山中の城址 竹野郡中耳納山に屬す。星野重安が築きし所なり。第一城東西廿五間、南北十間、第二城方十三間の山城なり。

新田の城址

●新田の城址 竹野郡石垣村に在り。里老傳へいふ、新田四郎が築きし所なりと。未だ詳ならず第一城東西廿五間、南北十五間、第二城東西三十五間、南北十間の山城なり。

高丸の城址

●高丸の城址 竹野郡益永村にあり。星郡右衛門大夫が築きし所なり、第一城東西十五間、南北十九間、第二城東西十四間、南北十七間。

鳥飼の城址

●鳥飼の城址 竹野郡南鳥飼村にあり。里老傳へいふ、新田義信が築きし所なりと。未だ詳ならず、東西廿四間、南北三十間、南面なり。

益永の館址

●益永の館址 竹野郡益永村に在り。星野氏が建てし所なり。第一郭東西十五間、南北十九間、第二郭東西十四間、南北十七間。

小川の館址

●小川の館址 竹野郡小川村に在り。大友の家族、小川伊賀守が居所なり。嘗て聞く、大友義鎮、耶蘇宗を尊信して、妄行日に長ず、伊賀守これを苦諫す、義鎮怒つて兵を發し、小川が館を攻む、伊賀終に誅に伏すと。

竹之城址

●竹之城址 山本郡吉木村に在り。草野氏累代の居城なり。耳納山の連峯にして、東西四十間、南北五十間、東面の山城なり。天正中、九國擾亂の時、此の城要害固からざるに依りて、新城を發心嶽に築きて遷住せり。

發心の城址

●發心の城址 山本郡小山田村にあり。草野右衛門督、鎮永か堡城なり。第一城縦三十五間、横十一間、第二城縦三十間、横十三間、耳納山に連続して、要害險難を帯びたる山城なり。天正中、秀吉公、蜂須賀阿波守に命じて、鎮永を賺殺し、忽ち敗

猫尾の城址

滅に及べり。
●猫尾の城址 上妻郡北木屋村にあり。黒木大藏大輔調助能累代の居城なり。助能は本と薩州の産なり。宣命に依りて、文治年中、此城を築きて遷住す。第一城縦三十間、横十五間、第二城方十五間、西而東背の山城なり。秀吉公九國征伐の時、廢城となる。

犬尾の城址

●犬尾の城址 上妻郡山内村に在り。黒木助能の嫡男、川崎三郎定宗の據城なり。第一城縦十六間、横五間、第二城縦十二間、横二間餘、南面北背の山城なり。天正十五年、秀吉公九州征伐の時、廢城となる。

鷹尾の城址

●鷹尾の城址 上妻郡山内村にあり。犬尾城の遠候の地なり。長さ三十間、横三間、犬尾を去ること二町餘なり。

福島の城址

●福島の城址 上妻郡福島村に在り。天正十四年、秀吉公、當城を筑紫上野介廣門に賜ふ。廣門關が原逆亂の時、石田三成が邪謀に與して遂に沒收せらる。然して後、田中吉政當州の主たりし時、此城を修營し、二男田中久兵衛康政をして、これに據らしむ。慶長十四年、吉政卒去し、四男忠政其遺領を保つと雖も、病死して嗣子なく、其跡沒絶し、城終に廢せり。第一城東西三十八間、南北二十一間、第二城東西三十五間、南北三十二間、南而北背の平城なり。

鬼之口の城址

●鬼之口の城址 上妻郡甘木村に在り。甘木河内守家棟が據城なり。天正年中、其子兵部大輔安永と共に、大友氏に従ひ、日州に於て、父子一時に戰死して城沒せり。第一城縦十四間、横五間。

高牟禮の城址

●高牟禮の城址高牟禮或は高群に作る。上妻郡椿原村に在り。黒木家の老臣椿原式部少輔正治が居城なり。天正年中、正治反逆して誅に伏し、破滅す。第一城縦十二間、横十間、第二城縦百廿間、横十六間。

川瀬の館址

●川瀬の館址 上妻郡川瀬村に在り。蒲池兵庫頭が臣、矢加部大學が居所なり。縦十二間、横十間。

長延の館址

●長延の館址 上妻郡長延村に兩館址あり。共に館主未だ詳ならず。

知徳の館址

●知徳の館址 上妻郡知徳村に在り。館主未だ詳ならず。縦二十間、横十六間。

溝口の館址

●溝口の館址 下妻郡溝口村に在り。大永年中、溝口刑部が居所なり。

西鱒坂の城址

●西鱒坂の城址 御井郡西鱒坂村にあり。筑紫上野介家宗が據りし所なり。縦六十間、横二十間の平城なり。

古賀の館址

●古賀の館址 御井郡古賀村に在り。筑紫上野介が家臣、萩尾麟賀が居所なり。第一郭縦五十間、横三十一間、池水を背にす。第二郭縦七十四間、横二十七間。

赤司の館址

●赤司の館址 御井郡赤司村に在り。田中吉政の臣、田中左馬允が居館なり。第一郭縦二十間、横十七間、第二郭縦四十五間、横廿三間、東南に池塘を帯び、西北に深隍あり。

本郷の城址

●本郷の城址 御原郡本郷村に在り。三原左衛門大藏重種累代の據城なり。其後裔御原和泉守入道紹心、天正十四年、筑前國岩屋に於て戦死して、城廢す。第一城縦廿五間、横廿四間の平城なり。

下高橋の城址

●下高橋城址 御原郡下高橋村にあり。高橋三河守鑑種入道宗仙が據城なり。鑑種數々功勞あり。大友家これを賞して、筑前國岩屋城を與へ、これに轉移して、城廢す。第一城縱五十三間、横廿九間、第二城縱四十三間、横二十間の平城なり。

上高橋の城址

●上高橋城址 御井郡上高橋村にあり。高橋圖書武重が據りし處なり。縱四十五間、横四十間。

吹上の城址

●吹上城址 御原郡吹上村に在り。高橋鑑直が保ちし所なり。縱二十四間、横十六間。

山隈の城址

●山隈城址 御原郡干潟村に在り。或は花立の城といふ。其經始未だ詳ならず。正平年中、太宰少貳陣營を此地に構へたり。第一城十四間、第二城縱二十六間、横十間餘、第三城方十八間の山城なり。

乙隈の館址

●乙隈館址 御原郡乙隈村に在り。館主未だ詳ならず。今按ずるに、北條九代記に曰く、

後伏見帝正安二年七月、北條越後守光時補鎮西探題住筑後國乙隈村と云云、疑らくば、此時修營せし所か。

西牟田の城址

●西牟田城址 三瀨郡西牟田村にあり。嘉禎年中、關白道隆公の末胤、彌次郎家綱入道藤原行西、豆州三島より此に移住し、城を築き、子孫代々西牟田を以て家號とす。東西三十五間、南北廿五間の平城なり。然るに、此城要險の地にあらず。故に天正年中、これを毀ちて、同郡生津の城に移り、其跡稼穡の地となる。

生津の城址

●生津城址 三瀨郡生津村に在り。西牟田の城主、西牟田家周、天正年中、大友に叛きて、龍造寺家に歸附す。故に大友兵

城島の城址

を進めて西牟田の城を圍む要害固からずして防禦に懈し、此に於て新に當城を築きて、防戰の便とす。大友再び大軍を以てこれを圍む。西牟田家寡兵を以て保つこと能はず、終に没せり。第一城東西七十間餘、南北六十間餘の平城なり。

●城嶋の城址 三瀨郡城島村に在り。西牟田新助家周、生津の城郭潰没の後、新に之を營築し、居城とす。天正十四年、島津氏義久の爲に落城せり。翌十五年、立花統虎當州の郡主たる時、其臣薦野玄賀をして此城を守らしむ。統虎配流の後、田中吉政の老臣宮川讚岐を城番とす。田中家斷滅の後、廢城となる。第一城東西三十八間、南北四十間、第二城東西四十八間、南北三十二間の平城なり。

●安武の城址 三瀨郡安武古町に在り。海津の城と號ず。安

安武の城址

蛭池の館址

武民部、少輔菅原重乘が據りし所なり。龍造寺隆信の爲に没落せり。第一城東西三十七間、南北廿六間、第二城東西卅間、南北廿間、第三城東西廿六間、南北十六間の平城なり。

●蛭池の館址

三瀨郡蛭池村に在り。西牟田家の權職、牟田

筑前守家村が居館なり。牟田は地名也、傳へ云ふ、始め此村を

といふ東西卅九間、南北三十間。

●西古賀の館址

三瀨郡西古賀村に在り。高橋家次が館舎

なり。東西廿六間、南北三十間。

●西牟田の館址

三瀨郡西牟田本村に在り。西牟田氏の家

臣中彈正家照が館所なり。東西卅五間、南北廿五間。

●下田の館址

三瀨郡下田村に在り。大友の臣堤真正入道

妙光が居所なり。東西六十間、南北八十間。

田川の館址

●田川の館址 三瀨郡田川村に在り。田川氏某が居館なり。

江上の館址

●江上の館址 三瀨郡江上村に在り。江上三郎長種、累世の

館舎なり。

窟堂の古址

●窟堂の古址 生葉郡小鹽村に在り。縦三間餘、横六間餘、高

一丈餘、天工の巖窟なり。康正元年開基して、開巖山妙仙菴と號じ、尼寺たりしが、今は廢して三軀の古佛のみ残り。

圓月寺の古址

●圓月寺の古址 山本郡小山田村にあり。發心山慈心院と

號ず。草野氏累代の産神にして、能野三所、權現を勸請せり。小早川秀包嘗て座主大僧正、大乘坊一白を殺害し、廢寺となる。

永勝寺の古址

●永勝寺の古址 山本郡柳坂村に在り。柳坂山と號す。天武

帝の御宇、草創し、藥師佛を安置して、國家安全の祈禱を修す。天正十四年星祭あり。三年に一祭、閏月ある年に行ふ。小早川

地福寺の古址

秀包入國の後、堂宇佛像に放火し、住僧證明坊を逐ふ。田中兵部大輔吉政受封の後、草堂を再興し、藥師佛を安置し。每十一月十二日、祭祀を行ひしが、今廢地となれり。

●地福寺の古址

上妻郡馬場村に在り。今廢して農稼の地

となる。其地に記主禪師の塔婆あり。往年奥州外が濱の沙門、依りて、傳へいふ。往昔馬場村に七福寺と稱する寺院あり、所謂天福寺、地福寺、圓福寺、西福寺、常福寺、大福寺、正福寺是なり。

今天福寺の地境のみ僅に残り、他は皆廢寺となれり。

普濟寺の古址

●普濟寺の古址

御井郡西鱒坂村にあり。香雲山と號す。後

醍醐帝の御宇、嘉曆年中、鎌倉圓覺寺佛光禪師の弟子、佛國和尚の開基にして、尊氏寺田廿餘町を附す。筑紫廣門同六町を寄す。天正十五年廢寺となる。

禪福寺の古址

●禪福寺の古址 御原郡寺福童村にあり。靈松山と號す。尊氏の創立なり。中世兵火に罹りて焦土となり。終に廢寺となれり。

淨土寺及び寶琳寺古址

●淨土寺と攝取院寶琳寺兩古址 共に三瀨郡酒見村風浪社の邊にありて、七堂伽藍の大寺にて、洛東泉涌寺の末院なりしが天正七年、蒲池氏亡滅の比、破却退轉せり。嘗て建武年中、勅願所の繪旨を拜し、征西將軍の令旨、左兵衛督直義の免狀等、都て三十四通、今猶同邑小農長の家に存せり。

校訂 筑後志卷之三終

校訂 筑後志卷之四

故人	杉山正仲
故人	小川正格
後輩	黒岩玄堂
	校訂

氏族

國造磐井

●國造磐井 磐井は筑紫の國の造なり。頗る兇奸にして、朝威を恐れず。國民を暴虐し、剩へ新羅と相通じて、豊肥の間に蟠り、三韓の朝貢を掠む。日本書紀に曰く、

繼體天皇二十一年夏六月壬辰朔甲午筑紫國造磐井陰謀叛逆猶豫經年恐事難成恒伺間隙中略天皇詔大伴大連金村物部大連鹿鹿火許勢大臣ヲ人等曰筑紫磐井反掩有西戎之地今誰可將者大伴大連等僉曰正直仁

勇通於兵事今無出於鹿鹿火右天皇曰可秋八月辛卯朔詔曰咨大連惟茲
磐井非率汝徂征物部鹿鹿火大連再拜言嗟夫磐井西戎之奸猾負川阻而
不庭憑山峻而稱亂敗德反道侮慢自賢在昔道臣爰及室屋助帝而罰拯民塗
炭彼此一時唯天所贊臣恒所重能不恭伐詔曰良將之軍也施恩推惠怨已
治人攻如河決戰如風發重詔曰大將民之司命社稷存亡於是乎在勗哉恭
行天罰天皇親操斧鉞授大連曰長門以東朕制之筑紫以西汝制之專行賞
罰勿煩頻奏

二十二年冬十一月甲寅朔甲子大將軍物部大連鹿鹿火親與賊帥磐井交
戰於筑紫御井郡旗鼓相望埃塵相接決機兩陣間不避萬死之地遂斬磐井
果定疆場十二月筑紫君菺子恐坐父讎糴屋屯倉求贖死罪

又古事記に曰く

袁本村命繼之世竺紫君石井不從天皇之命而多无禮故遣物部荒甲之大
連大伴之金村連二人而殺石井也

大伴部博麻

●大伴部博麻

持統天皇の御宇上陽野郡今の上之人忠

臣と稱す日本書紀に曰く

持統天皇四年九月乙亥朔丁酉大唐學問僧智宗義德淨願軍丁筑紫國上
陽野郡大伴部博麻從新羅送使大奈未金高訓等還至筑紫云云乙丑詔軍
丁筑紫國上陽野郡人大伴部博麻曰於天豐財重日足姬天皇齋明七年救
百濟之役汝爲唐軍見虜泊天命開別天皇天智三年土師連富杼氷連老筑
紫君薩夜麻弓削連元寶見四人思欲奏問唐人所計緣無衣糧不能遠於
是博麻謂土師富杼等曰我欲共汝還向本朝緣無衣糧俱不能去願賣我身
以充衣食富杼等任博麻計得通天朝汝獨淹滯他界於今三十年矣朕嘉厥
尊朝愛國實已顯忠故賜務大肆并給五匹絲一十屯布三十端稻一千束水
田四町其水田及至曾孫也免三族課役以顯其功

道君首名

●道君首名

續日本紀に曰く

元明天皇和銅六年八月丁巳從五位下道君首名爲筑後守
又曰く

元正天皇養老二年春正月庚子詔中略授從五位上道君首名正五位下中

隨夏四月丙辰筑後守正五位下道君首名卒道首少治律令曉習吏職和銅末出爲筑後守兼治肥後國勸人生業爲制修教耕營頃畝樹菓菜下及雞鹿皆有章程曲盡事宜既而時案行如有不遵教者隨加勘當始者老少竊怨思之及收其實莫不悅服一兩年間國中化之又興築陂池以廣溉灌肥後味生池及筑後往往陂池皆是也山之人蒙其利于今溫給皆首名之力焉故言吏事者咸以爲稱首及卒百姓祠之

三代實錄に曰く、

清和天皇貞觀七年十一月二日己卯詔贈正五位下道公首名從四位下首名是良吏也今追賞焉

文忌寸馬養 續日本紀に曰く、

聖武天皇天平十七年九月戊午外從五位上文忌寸馬養爲筑後守

清原連淨道 同書に曰く、

孝謙天皇天平勝寶五年三月癸巳外從五位下清原連淨道爲筑後守

清原連淨道

文忌寸馬養

犬養宿禰古麻呂

犬養宿禰古麻呂 同書に曰く、

廢帝天皇天平寶字五年十月壬子朔從五位上縣犬養宿禰古麻呂爲筑後守

坂合部宿禰斐太麻呂

坂合部宿禰斐太麻呂 同書に曰く、

稱德天皇神護景雲元年秋七月庚戌外從五位下坂合部宿禰斐太麻呂爲筑後守

高向朝臣家主

高向朝臣家主 同書に曰く、

光仁天皇寶龜元年十二月丙辰從五位下高向朝臣家主爲筑後守

當麻真人乙麻呂

當麻真人乙麻呂 同書に曰く、

寶龜九年二月辛巳從五位下當麻真人乙麻呂爲筑後守

日置首名

日置首名 同書に曰く、

寶龜九年二月庚子外從五位下日置首名爲筑後介

賀禰公小津麻呂

●賀禰公小津麻呂 同書に曰く、

寶龜十年二月甲午、外五位下賀禰公小津麻呂爲筑後介、

田中朝臣飯麻呂

●田中朝臣飯麻呂 同書に曰く、

寶龜十一年三月壬午、從五位下田中朝臣飯麻呂爲筑後守、

爲奈真人豐人加茂人麻呂

●爲奈真人豐人加茂朝臣人麻呂 同書に曰く、

桓武天皇延曆二年二月壬申、從五位下爲奈真人豐人爲筑後守。五月辛卯、從五位下賀茂朝臣人麻呂爲筑後守。

御方宿禰廣名

●御方宿禰廣名 同書に曰く、

延曆三年夏四月庚午、從五位下御方宿禰廣名爲筑後守。

都和科別公阿比登

●都和科別公阿比登 類聚國史風俗部俘囚の條に曰く、

淳和天皇天長十年二月丁丑、筑後國夷第五等都和科別公阿比登叙從八位上、輸私稻資弊民也。

興世朝臣書主

●興世朝臣書主 日本後紀に曰く、

淳和天皇天長五年二月、從四位下興世朝臣書主爲筑後守。

清瀧朝臣藤根

●清瀧朝臣藤根 續日本後紀に曰く、

仁明天皇承和八年正月癸巳、從五位下清瀧朝臣藤根爲筑後守。

橘朝臣眞直

●橘朝臣眞直 同書に曰く、

九年秋七月戊午、從五位下橘朝臣眞直爲筑後權介。

益善王

●益善王 同書に曰く、

同十三年春正月乙卯、從五位下益善王爲筑後守。

山口朝臣春方

●山口朝臣春方 文德實錄に曰く、

文德天皇仁壽元年春正月甲申、山口朝臣春方爲筑後守。

桑田真人虎吉

●桑田真人虎吉 同書に曰く、

同濟衡三年春正月丙辰、桑田真人虎吉爲筑後守。

藤原朝臣興邦

同書に曰く、

天安二年春正月己酉正五位下藤原朝臣興邦爲筑後守。

紀朝臣今守

三代實錄に曰く、

清和天皇貞觀七年春正月廿七日己酉從五位下玄蕃頭紀朝臣今守爲筑後守。

清原真人貞貞

同書に曰く、

同十二年春正月廿五日戊寅散位從五位下清原真人貞貞爲筑後守。

佐伯宿禰直繼

同書に曰く、

同十二年十一月十三日辛酉筑後權史生正七位上佐伯宿禰直繼奉進新羅國牒即告太宰少貳從五位下藤原朝臣元利萬侶與新羅國王通謀欲害國家禁直繼身付檢非違使廿六日甲戌筑後權史生佐伯直繼差加防授下太宰府。

紀朝臣令影

同書に曰く、

都朝臣御酉

同書に曰く、

陽成天皇元慶四年三月十六日己巳太宰府言筑後守從五位上都朝臣御酉解備仁壽三年五月廿五日格曰、

美濃國官准令百姓口分六年一班夫依官符授田百上待候報符既經數年其間新付括賣之眾无給口分不堪貢賦人民易逃戶口雖增墾報符下乃始班田文案未究及紀年詔謂至於期年國郡官司校定國中田數總計當年之見口且校班且言上有勅曰宜校田依謂口餘諸國准此者而此國不班田既三十餘年輸貢之民曾無口分免課之門徒有田墾調庸交關人數減損請准豐後國例不待報符班給之並從之

同七年七月十九日癸未先是太宰府六月六日解備管筑後國解備

今月三日夜群盜百許人圍守從五位上都朝臣御酉館射殺御酉掠奪財物傷吏聞入叫聲俄發兵仗赴集之間群賊逃散夜暗莫不獲追捕者府依解狀差遣少監正六位上中原真人長城等率將兵卒發遣搜索仍且官上者

是日太政官符證實太宰府司曰收宰之官委寄任重而肆行殺戮何惡之甚

淡海朝臣有守

●淡海朝臣有守

同書に曰く、

筑後國去太宰府往還半日、繼三日之夜、夜暗兵少、則四日五日、何不益兵追討、殆是傍史傾弱所致也。且管部亂鎮、在府司虎兇出、押是誰之過、又發向長城等之後、既積月餘日、擒獲之狀于今無聞、蓋是長城有致逗撓、歟抑亦府司無心惡、惡歟都督之任、豈合如此、又事出非常、理須馳驟、而修解付脚、既以稽遲、宜窮尋蹤跡、早速翦除、重致解綏、國有常刑。

十月九日壬寅、以從五位下守左衛門權佐藤原朝臣良積、爲推問筑後國殺害使判官一人、主典一人。

同八年四月廿六日丙辰、以彈正少弼從五位下安倍朝臣肱主爲推問筑後國司殺害使六月廿日己酉、是日遣彈正少弼從五位下安倍朝臣肱主判官巡察彈正六位上菅原朝臣宗岳、主典左衛門少志大初位下櫻井田部連貞世等、於太宰府推殺害筑後守都朝臣御西事、太政官下符太宰府、

依彼府去六月六日解狀、可早速追討射殺筑後守都朝臣御西凶賊之狀、七月十九日、下知已了。

陽成天皇元慶七年七月十六日庚辰、以從五位下行備後介淡海朝臣有守

高丘宿禰五常

●高丘宿禰五常

同書に曰く、

爲筑後守。

光孝天皇仁和二年正月十六日、外從五位下大外記高丘宿禰五常爲筑後

草野永平

●草野次郎大夫藤原永平

大織冠鎌足公十二代中關白

道隆の後胤なり。山本郡吉木村竹之城主にして、筑後國在國司押領使兩職に補す。東鑑に曰く、

文治二年丙午、閏七月二日丙子、二品介草野大夫永平所望事、依有殊功也。御書云、

平家昔朝威、金銀版、鎮四之眾大略雖和從、彼逆徒筑後國住人草野大夫永平、仰朝威、致無二忠、恥仍筑後國在國司押領使兩職、爲未職之間、可知行之由、雖中之如此、非賴朝成敗、候奉行之山水、及候、有御奏聞、可先給永平、候恐惶謹言。

閏七月二日

賴朝

進上

帥中納言殿

と云々

同八月六日庚辰草野大夫永平所望之事令舉申給之處有勅答師中納言
經房卿奉書到來

平家實朝 朝威等落之時鎮西眾大略雖和從永平不與彼國賊逐致患功之山
道天德仍筑後國在國司押領使兩職不可有和違之山依天氣執逆如件

四七月廿六日

太宰帥

と又同八月七日辛巳の條下に曰く、

鎮西住人草野次郎大夫永平殊蒙御感仰本所帶不可有違失之上可有別
勅賞之山云々是不從平家偏仰朝威奉與源家之故也

其子孫

と云々其子孫草野野筑後守武繼(山本郡竹之城主)草野但馬守鑑安(同上)
其子草野包久草野長門守重永草野中務大輔鎮員其子長門
守鎮永に至る天正十五年秀吉公九州へ發向の時鎮永逆意
を企て發心嶽に旗を擧ぐ秀吉公蜂須賀阿波守至鎮に命じ
肥後國北之關に賺し寄せ伏兵を設けて忽ち殺戮す于時鎮

永が從兵中野彈正西泉讚岐側に在り腰刀を抜いて至鎮が
士卒と戦ひ六人を斬殺す草野が郎等庭上に亂入し交戦時
を移す阿波守闕に立て指揮す讚岐馳來つて阿波守が股を
斬る草野が家人戦死する者二百餘人後日城内に於て殉死
する者十餘人鎮永が幼息幡千代は此時龍造寺に任子たる
に依りて死を遁れ鍋島家の臣と成り草野太郎兵衛と改め
采地千石を領す

黒本能助

●黒木大藏大輔調助能 文治年中宣命に依りて本國薩
州より來りて上妻郡黒木庄木屋村猫尾城を築き遷住して
黒木河崎の兩庄を領す長子河崎三郎定宗に河崎の庄を譲
り同郡山内村犬尾城主とす末男黒木四郎定善に黒木庄猫
尾城を興ふ定善成實を生む成實治部大輔俊實を生む黒木

十六世の孫兵庫頭家永、肥前國龍造寺隆信が旗下に屬し、末子四郎丸に傳臣釜瀬大和守を副へて肥州に任子とす。大友宗麟其反心を憤りて、志賀太郎親次、朽網三河守鑑安を隊長として、猫尾城を圍むと雖も、堅城に據りて能く防ぎ、剩へ龍造寺の援兵成富十左衛門多兵を卒ゐて之を襲ひし故に、豊兵忽ち敗走せり。天正十二年戸次道雪、高橋紹運再び猫尾を攻る事月を踰ゆ、粵に黒木が執權、椿原式部反逆を企て、敵を城中に招入れ、城主家永自害す。四郎丸肥州に在りて其告を聞き、釜瀬大和を猫尾に歸し、黒木の舊臣釘原五右衛門中川原治部允其他の一族十三人力を戮せ、義兵を起し、椿原村高牟禮の城を屠り、逆臣椿原式部を誅し、四郎丸を迎へ歸城せしむ。四郎丸後に黒木與兵衛尉延實と改む。秀吉公九州征治

筑紫藤原廣門

の時、所領を沒收せられ、小早川隆景が臣となる。其子與兵衛某は立花家に仕ふ。俗譚に曰く、大藏大輔助能、文治二年大番の爲に上京す、于時朝廷に於て絲竹の御遊あり、助能横笛の妙手たるに依りて、藝を奏す、天感に依りて、調の姓并に宦女小侍従を賜ふと、然りと雖も、此説未だ正史に見る所なし。●筑紫上野介藤原廣門、入道宗薫。大職冠鎌足の後胤、秀郷の末裔、下野守尙門は、少貳が一族にして、筑前國三笠郡筑紫村を領し、筑紫を以て家號とす。其子秀門、其子正門、其子惟門、其子廣門なり。天正年中、惟門肥前國三上山の城より、當國鷹取の城に移る。于時薩州島津が多兵に圍まれ、竟に落城し、廣門囚れて三潞郡大善寺に居けるが、秀吉公九國に發向、高良山に張陣の時、廣門大善寺を脱し、再び秀吉公に來服する

星野正實

に依りて、上妻郡福島の城一万八千餘石を賜はり、從五位下に叙し、上野介に任ず、其子上野介義冬、石田三成に與して、京極高次の大津城を攻め、直に關原に出張せんとせしに、西軍敗走の告を聞き、洛北紫野大徳寺に入りて遁世す、其子筑紫主水正將軍家に仕へ、采邑三千石を賜はり、旗本に列す。

●星野伯耆守藤原正實 生葉郡星野村白石の城主にして、同邑高岩の城主重忠の甥なり。嘉祿年中、星野八郎藤原種實、始めて星野を領して後、一族繁榮し、同村高岩城に、星野重忠、同忠親、同郡鷹取の城に、重忠曾孫、星橋重種、竹野郡石垣山中の城に、星野重安、同郡麥生村内山の城に、星野右衛門太夫某、其餘星野中務大輔吉實、星野丁虎あり、吉實は筑前國粕屋郡高鳥居の城主なり。伯耆守正實は、大永年中、菊池氏が麾下

問註所親照

に屬しけるが、後年白杵安藝守が與力、生外記が謀計に依りて白石落城せり。

●問註所刑部大輔親照 生葉郡小坂村、井上城主なり。其先は同邑町野中宮大夫三善康信六世の孫、問註所康行の後胤なり。文永年中、康行生葉郡を賜はり、郡主となる。永祿年中、康行十一代の孫、問註所安藝守(守一に加賀)鑑豊此城に據る。大友氏筑紫廣門と挑戰の時、鑑豊戰死す。其後問註所治部少輔鑑景居城す。鑑豊の子問註所刑部大輔統景は、生葉郡新川村長岩城を保つ。天正年中、秀吉九州征治の時、幕下となり、文祿年中、朝鮮陣中にて戰死せり。其子問註所三右衛門政連(後三郎兵衛)は、統景戰死の時、幼弱たるに依りて所領を失ひ、立花家の臣となる。又親照の子問註所重直、其二男町野孫助重能

西牟田家綱

が子、問註所次郎兵衛某は、筑前中納言隆景に仕ふと云ふ、
 ●西牟田彌次郎家綱、人道藤原行西、嘉禎年中、豆州三嶋より、三潞郡西牟田村に來住し、塚を築き、本姓宇津宮を改め、西牟田を以て稱號とす。其十三代西牟田播磨守親每、西牟田郷七千五百町を領す。其子孫西牟田播磨守鎮豊に至る。天正十五年、除邑となる。又一族西牟田親助家周、其舍弟家和、共に三潞郡城嶋の城主たり。
 ●江上三郎長種、延曆年中、三潞郡江上の城主なり。其末裔江上加賀掾種冬、天正年中、龍造寺隆信が三男を養うて、江上の名跡を繼がしめ、下總守家種と號ぜり。
 ●安武安房守、菅原鑑教、建武年中、三潞郡安武古町海津の城主となる。

江上長種

安武安房守

甘木河内守

●甘木河内守藤原家氏(一に家棟に作る)、文明年中、上妻郡甘木村鬼口の城主となる。其子甘木兵部大輔安永と共に、天正六年、大友氏に従ひ、日向國耳川に於て戰死す。

三原種勝

●三原左衛門大夫大藏種勝、永正年中、御原郡本郷の城主たり。其子三原親種、其子左衛門大夫重種、其後胤三原和泉入道紹心、天正十四年、筑前國岩屋の城に於て戰死せり。

河崎定宗

●河崎三郎調定宗、猫尾城主黒木大藏大輔調助能が嫡男、犬尾の城主となり、一千四百町を領す。其後裔河崎右京亮鑑實、同城に據る。定宗十五代の孫、川崎上野介重高、天正十五年、秀吉公九州進發の時、犬尾の城を没倒せられ、肥州鍋島家の臣となる。

高橋鑑種

●高橋三河守鑑種、入道宗仙、三原郡下高橋の城主、弘治

年中、大友・秋月と闘戦の時、鑑種功勞あるに依りて、大友氏其賞として、筑前の國岩屋の城を與へ、轉移せしむ。延久年中、高橋圖書頭武重、上高橋の城に據れり。

田中吉政

●田中兵部大輔橋吉政 江州田中庄の産にして、初め田中久兵衛と號ず。織田信長に仕へ、采地三千石を賜はり、屢軍功あるに依りて、三萬石となり、從五位下に叙し、兵部大輔に任ず。其後秀吉公三州岡崎の城六萬石を賜ひ、同國西尾城を築き、四萬五千石を加へ、都て十萬五千石を領せしむ。慶長五年關原の役に功勞あるのみならず、石田三成を生捕たる勳功に依りて、西尾を轉じて筑後の國三十三萬石餘を賜ひ、柳川の城に住し、長子主膳をして、久留米の城主たらしめ、二男久兵衛を、上妻那福島の城に置き、三男筑後守忠政に、父の

源八兼頼

遺領を封ぜらる。然るに慶長十九年、大坂の役に、忠政病に臥して參陣遲滞に及び、將軍家の勦氣を蒙り、竟に國を除かれ、元和七年、卒去し其家斷絶せり。

●源八兼頼 東鑑に

仁治二年六月十六日、壬申、小河高太入道、夏季被止、出仕是依、密懷源八兼頼、御家人國、妻女之科也云々

と見えたり。

中野助能

●中野太郎助能 後堀河の院の御宇、

寛喜二年二月八日、勝木七郎則宗、返給本領筑前國勝木庄也、此所、中野太郎助能爲承久勳功賞、雖令拜領、依被賞子息兒童、給則宗、助能又賜替筑後國高津包行兩名、武州殊沙汰之給云々

と東鑑に見えたり

●吉井四郎長廣、矢部十郎直澄 後嵯峨帝の御宇、

吉井長廣、矢部直澄

新田義照

寛元二年六月十六日甲寅中略有評定筑後國御家人吉井四郎長廣與同御家人矢部十郎直澄相論當國生葉庄同得安名屋鋪田島事稱當知行給御下知奸謀之間召返彼狀任貞應之御成敗可爲本所之成敗之由云々

と東鑑に見えたり。

●新田右衛門督義照 新田義貞の裔なり北國を落ちて當州生葉郡に來住し後年大友家に從屬し其子岩千代丸後遠江守大友義鎮に仕へ其季子善良法師本州善導寺に在住しけるが還俗して氏を隈部と改め筑後入道善良と號す頗る勇義絶倫の人傑なり今按ずるに竹野郡石垣村新田の城跡同郡南島飼村の城址共に新田氏の築く所なりと里老の傳説にあり疑らくば新田義照居を當州に移して後築く處なる歟。

堤貞元

●堤筑前守貞元 三瀨郡下田村の人貞元五代の祖貞正入道妙光其先大友家の臣たりしが寛正三年下田を領し其子貞次其子貞久其子貞之其子貞元に至る其興廢を詳にせず。

●溝口刑部 下妻郡溝口村の郡主少貳の末裔なり。

●木室左馬助木室越前守木室又兵衛 三瀨郡木室村の人姓氏未だ詳ならず。

●諸富源七郎 三瀨郡諸富村の人姓氏未だ詳ならず。

●江嶋與兵衛 三瀨郡江島村の人傳へいふ少貳の末裔なりと。

●都地左馬助都地民部少輔 三瀨郡の人姓氏居邑未だ詳ならず。

溝口刑部
木室氏

諸富源七郎
江島與兵衛

都地氏

齋藤氏

●齋藤參河守齊藤加賀守隆實 三瀨郡荒木村の人、姓氏未だ詳ならず。一説に隆實は大友家の執權、三瀨郡前牟田村邊を領し、享祿中の人なりと。

高三瀨式部

●高三瀨式部少輔 三瀨郡高三瀨邑の人、姓氏未だ詳ならず。

高橋種連

●高橋山城守種連(一に三原に作る) 御原郡本郷の城主たり。蓋し三原左衛門大藏重種の裔歟。

岩永重俊

●岩永兵部允藤原重俊 文龜年中、三瀨郡六町原の人、出身未だ詳ならず。

野口道覺

●野口道覺 承久年中、三瀨郡八町牟田村の人、姓氏未だ詳ならず。

山北永高

●山北四郎永高(永一本長に作る) 承平年中、生葉郡山北村の人

菅沼長家

姓氏未だ詳ならず。
●菅沼治部大輔長家 竹野郡菅村の人、姓氏未だ詳ならず。

笠間日向守

●笠間日向守 竹野郡益永村の人、姓氏未だ詳ならず。

鐘江少輔

●鐘江治部少輔 三瀨郡鐘江村の人、姓氏未だ詳ならず。

小川伊豆守

●小川伊豆守 竹野郡小川村の人、大友家の幕下なり。子孫民間に下りて、今猶ほ當村に在り。大友家の感狀判物、且菅神の尊影を傳へて家寶とす。

一條和泉守

●一條和泉守 天正年中、上妻郡知徳村の人なり。姓氏未だ詳ならず。

牟田家村

●牟田筑前守家村 三瀨郡蛭池村の人、出身未だ詳ならず。同邑の館主なり。

藤吉種綱	三瀨郡藤吉村の人、姓氏未だ詳ならず。
近藤玄蕃允	三瀨郡上津荒木村の人、姓氏未だ詳ならず。
清松淨松	三瀨郡清松村の人、姓氏未だ詳ならず。
麥生某	竹野郡麥生村の人、出身未だ詳ならず。
矢賀部大學	上妻郡川崎庄、川瀨邑の館主、瀧池兵庫頭が家臣なり、其子孫民間に落ちて、同郡新庄邑の大農長となる。今の矢加部氏はなり。
堀右近進	三瀨郡上青木村の人、姓氏未だ詳ならず。
諸富志摩守	三瀨郡諸富村の人、姓氏未だ詳ならず。
入道蓮性	三瀨郡諸富村の人、其子孫今猶民間に在り。大友家の書狀數多其家に存せり。

高橋家次	三瀨郡西古賀邑の館主なり。
萩原琳賀	筑紫上野介廣門の幕下、御井郡古賀村の人なり。
田中左馬允	田中吉政の老臣、御井郡赤司邑の館主なり。
高橋鑑直	御原郡吹上の城主なり。
中彈正家照	西牟田氏の家臣、西牟田の館主なり。
荒木八郎	建武年中、三瀨郡荒木村の人、今荒木邑の小農長某は、其の遠孫なり。八郎が得たる戦國の書翰、數葉其家に存せり。
神代良續	御井郡神代村の人、出身未だ詳ならず。
熊左兵衛佐俊定	生葉郡東隈上村の人、姓氏未だ詳ならず。

らず。

入道永源

●豊饒美作入道永源 大永年中、大友家の老臣にして、三

瀨郡城島邊を領す。

中津留右馬允

●中津留右馬允 生葉郡小江邑の領主なり。大友義鑑右

馬允をして、筑後川の支配を掌らしむるの下知狀あり。筑後川條下に詳なり。

眞邊仲菴

●眞邊仲菴季廉 伊葉子或は懶齋と稱す。洛陽の産にして、岡本玄治が門に遊び、醫業を以て府君に勤仕す。好んで經史を讀む。性寛厚、榮利を厭ふ。國朝諫諍錄、本朝孝子傳、徒然草、摘義、閑際筆記、藏箭百首、北筑雜稟の著作あり。晩年病を以て致仕し、京師に歸休し、其終る所を知らず。

菊池東勻

●菊池東勻 博文強記の人。嘗て圓機活法の序文、陶淵明

合原餘脩

集の跋を撰んで、其名天下に周し、先君瓊林公に住へて、采地五百石を領す。其終焉を詳にせず。

●合原憲南餘脩 其先は草野氏、權八と號ず。幼にして穎悟、讀書を好み、十有一にして、桑門に入り、十有七にして、説法明辨、京都及び武江に遊んで、其名鳴る。傍ら儒經を學び、一旦翻然として法衣を脱し、初に復りて淺見安正の門に入り、道を信ずること愈篤く、行を礪くこと益精くして、名を京師に震ふ。是に於て氏を更めて、合原藤藏と號ず。寶永年中、先君梅巖公の命に依りて儒臣となる。後年故有りて致仕し、上妻郡馬場村に卜居して、憲南と改號す。享保甲寅、邦君羽林公、再び登庸して侍講の儒臣となす。山崎闇齋の傳説を學んで、能く性理の學に通じ、易學に達す。四書資講、大極圖說資

講初學筮要・讀書錄類纂易本義頭書等の作あり。元文丁巳の秋、病に罹り、七十有五にして卒す。三潞郡住吉邑原野山に葬る。其誌銘に曰く、

先生氏合原諱餘脩稱藤藏後更憲南筑後州人山本郡草野城主藤原永經之裔也考通秋妣牛原氏以寛文三年癸卯生於三潞郡住吉邑寶永六年己丑有馬公擢之爲儒臣享保八年癸卯秋告病以退居上妻十八年癸丑再應徵而起爲待講恩遇尤渥元文二年丁巳八月二十日終正寢焉享年七十有五葬于住吉東南原山先塋之次初配立石氏生一女俱天繼室以妾姓長岡氏生一男先沒男稱藤太郎名景脩以父任受月俸官列中士先生弟子數百今也存者才三十餘人戮力爲營塚壙略誌其事歷以備五忠云

右誌銘は餘脩の門生利光榮菴が撰む所なり。

伊藤長準

●伊藤平藏長準 本府の仕臣なり。伊藤仁齋が四男にして、儒業を以て、先君梅巖公の侍讀となる。

長沼宗敬

●長沼三左衛門宗敬 初は津田と稱し、膳齋と號す。信州松本の産なり。性篤實にして實學を勉め、言行正整、識量人に超え、父母に孝順なり、好んで和漢の兵策を閲し、竟に握機の奧玄を發揮し、兵要錄若干卷を著し、一家の兵法を祖述す。其徒弟殆ど千人に及べり。又菊亭家の書式に熟達し、終に書式を以て本府に仕へ、采邑二百五十石を領す。後去りて播州明石の府臣となり、老臣の列に加はり、政務の補佐に關る。元祿中、又彼家を退き、山州伏見に遊歴し、癖を以て彼地に終る。

宮川忍齋

●宮川忍齋 初め宮腰歷齋と號す。若州小濱の産にして、延寶中、本州三潞郡大石邑に轉住す。聖學を好み、又和歌の才あり。兵學を長沼宗敬に學んで、其宗を得たり。嘗て兵要錄の脱編、守國守城海防を補述す。弟子若干人、本府に於て、特り森

吉寛其濫奥を得たり。常に好んで和漢の歴史を涉獵し、關原記大全、二戰錄、勇功記を著述せり。後年筑の前州に轉居し、盲と成り、晩年に及んで關原記大成、浪速攻戰錄を編撰し、終に彼地に物故す。

入江平馬

●入江平馬保叔 初の名は敬善、字は惺叔、寧泉と號す。後名は脩敬、字は君義、龍渚と改む。後年復改て、名は脩、字は保叔と號す。武州本郷の産なり。曩祖入江右馬允、駿州江尻の郷を領し、入江莊に住す。故に代々入江を以て氏とす。其父宗喜、播州明石侯に奉仕し、保叔も亦其遺跡を保つといへども、故有りて攝州大坂に退去す。後年儒術を以て、本府に官仕し、侍讀となる。采邑二百石、握機銃頭に任ず。博學多識、經濟を要とし、累世山鹿家の兵學を以て専門とす。又天學、曆數、算法に通曉し、

量地の術に達す。嘗て天經或問註解、神武精要を著す。終に疾を以て卒す。

野田俊益

●野田俊益 筑の前州の産なり。陸盧の風を好んで、土屋宗俊の門に入り、茶式の奥旨を究め、其技を以て、本府に仕官す。弟子尤も衆し。

吉和道元

●吉和道元 圍碁の妙手にして、其名四方に達す。初め江府に在りて、本因坊の阿衡たり。竟に其技を以て、本府に仕へ、采祿二百五十石を受く。

孝子、市右衛門

●孝子、市右衛門 下妻郡志村の村老なり。父は人と爲り、頑陋にして、常に踈ぜらると雖も、市會て怨とせず。愈、孝あつて力を竭す。父已に没して、市哀悲尤も甚し。母は齡六旬を踰えて、老羸日に加はり、剩へ風痛を患ふ。市益、事へて倦むこと

伊藁氏の記傳

なし。母性烟草を吸ふことを好んで、晝夜を捨てず、市毎夜起
出て烟草を吸はしむること、一宵も闕ぐこと無し、或は母外
に遊ばんと欲するときは、躬ら脊負ひて往還す。凡そ母の恒
に命ずる所、理非得失を撰ばず、奉服せざること無し。市姉あ
り、寡にして家事少し、母往いて其家に居らんと欲す、市敢
て逆はず、其欲する所の如くす。然ども且に省み、夕に定るの
勤め、敢て怠ること無し、事竟に府に聞ゆ、邦君怛然として其
眞孝を感じ、靈藥を母に賜ひ、市を褒譽するに、白銀を以てす。
尙其詳なる事、伊藁子の記傳にあり。爰に記して後鑒に備ふ。

筑之後州下妻郡志村有一民焉曰市右衛門天資頗好里人推爲村老其事
親也靡不竭力父嘗有過而爲親所疏諸子亦怨市愈孝而如不之知者蓋謂
人之於父何見其有不是處也鄉人悉慕異之是歲夏六月父没而市哀亦過

孝女松

●孝女松

御井郡和泉村の賤民太右衛門が女なり。幼歲

諸子母氏年踰武勝者六、風痺劇且、罹風病、與死爲隣、市不離側、日夜不眠、
聲々以、保持之、寢食起居無不如母意、幸免死、市喜而事之罔倦、母性好吸烟、
草不舎、晝夜市也、每夜數次起居、先感苦寂、令吸烟草、一宵無闕、母遊于外、及詣
蕭寺、則必躬負而往、且還、或母聽說法而坐、久則厭、問勞苦、進茶及烟草、事畢、
敬扶持之而出、習以爲常、凡母所命、莫不服從、市有女兄、寡而少事、母欲往居、
其舍、市不敢、逆、即令在女兄所、然其定省之勤、甘旨之供、猶己舍時、不敢、少廢、
隣里咸言、人之事其親也、不可不以市右衛門爲儀表也、事聞于府、府君
風聞、某公惻然、感彼孝情、賜母以靈丹、丹四、賑市以白金、封君之仁澤也、
後近纂述、本朝孝子傳、蒐輯諸州今世之孝子二十人於末篇、是時未聞筑之
後州志村有孝子、迨其聞之、則孝子傳已梓行焉、故不著于篇、不能無遺憾矣、
然聞、府君賞恤之厚、使民大勤、則知自今之後、國中孝子不匱、又知異日
必有續於孝子傳者、而國中之孝子如志村人之屬、亡慮收載之也、然則彼也、
今日遺脫於吾編、纂亦何憾哉、因略記其所聞、以貽來哲云、

貞享丙寅季秋穀旦 維西散人懶齋藤藏謹記

より能く父母に事へて、其力を竭す。父已に歿して後、素食すること數年、悲悼年を累ねて衰へず。母猶存すと雖も、生路の行無して、終に母と共に乞丐尼と成り、四方を奔走して母を養ふ計の外他事なし。其所行能く人の及ぶ所に非ず。母漸く老驍し、其心邪僻にして、其女を毆つこと日に數回、然れども曾て是を恨とせず、其杖小なるときは、自若として去らず、若し或は其杖大なれば、必ず遁れ去る。人其故を問ふ。女が曰く、母常に我を愛憐すること、我れ母を慕ふに百倍すと雖も、我れ苟も不孝にして、常に母の意趣に背く、母今已に老いて、心上自ら彌急、これを赦すに忍びずして、我を杖つこと、是皆吾が罪なり。其杖小なれば屢、毆たるとも、肌肉を傷くるに至らず、故に飽まで撲たれて其心を安んず、若し杖大なるときは

府を損傷し、血流るゝを見れば、却て母の心を痛ましめんことを恐る、茲を以て速に去つて我身を毀はざらんことを謀る。敢て疾痛を厭ふに非ずと。此一件を以て、餘行は推して知べし、其孝情終に官聽に達し、數、褒賞を賜ふ。

成谷忠右衛門

●忠臣成谷忠右衛門 本府の仕臣、弓將西澤彌右衛門高

正が宰臣なり。其質篤實貞信なるを以て、高正殊に愛遇す。忠も亦其恩義に服し、益、赤忠を抽づ。高正暴病に罹りて死す。忠哭泣悲歎、其族に謂つて曰く、平素主の恩義殊に厚しと雖も、未だ毫釐も之を報ずること無し、其殘心忍べからず。因て殉葬せんと欲す、請ふ之を許せと、親族僉曰く、主の遺子今僅に二歳、養護汝に非ずして誰にか託せん、汝今快死して恩に報ゆると、身を全うして孤を育し、主家を昌にせんことと、主の

心に於て執をか感享せん、忠其言の迫切なるに服し、殉死を止む。于時 府君命有りて、父が遺祿を幼子彌次郎に繼がしむ。忠歡喜して幼主を輔攝するを以て己が任とし、同役某氏甚右衛門と共に力を合せて能く家事を齊ふ。忠嘗て甚に謂て曰く、予吾子と共に千慮萬計して、主の爲に財を興さんと欲す。今茲に良術あり、幼主襁褓に在りて世務關ること無し、家用一家臣にして足りぬべし、吾子我と兩臣在らんこと無用の長物と謂べし。一人俸を辭し、致仕して稍、主家の潤へるを待ちて再仕せんと、甚も亦深く其旨を領す。忠が曰く、然らば則ち吾子止るべし、我即ち去らん、甚曰く不可なり、吾子未だ婦妻なし、予己に妻子あり、故に予日に主の米錢を費すこと、吾子に倍せり、吾子今財を興さんことを計るに非ずや、何

ぞ此慮り無うして、我をして止らしむるや、忠曰然らず。幼主の母君寡にして年猶少し、予も亦壯歲、妻無くして止らば世人疑心を挿み、母君をして嫌疑の謗を得しめんこと不忠の至とすべしと、兩臣相諍うて措かず、主の親族これを聞き、實に君子の争に似て、各論ずる所其理ありと雖も、唯忠右衛門が志に任せ、遺策なかるべしと、是に於て忠主家を去り、市鄺を借りて油を鬻ぎ、聊の活路とし。主家に至りて家事を圖ること故の如し、彌次郎五歳にして、瘡瘡を患ひ、其症危篤に及ぶ、忠其母に告げて曰く、幼主の疾甚だ急なり、吾が心殉死に決せり、嚮に先主の泉下に從はず、今又幼主の葬に殉はずんば、存ふとも何の益かあらん、必ず驚傷すること勿れと、母莞爾として曰く、幼主の病既に急なりと聞く、汝義死の志有り

や否やと、大に心腑を惱す處、汝か言を聞いて、我心快然たり、凡そ人の世に在るや、壽算限りあり、苟も義を棄て高齡を保つとも、誹を後來に遺すの心にして、其益あること無し、唯汝が存亡幼主に係るのみ、此れ當然の定理にして、吾何爲ぞ悲まんやと、忠大に怡んで命を奉ず。翌日彌次郎遂に死す、忠悲哭の涙を押へ、幼主の親戚に告げて曰く、先主長謝の日、僕殉死を請ふと雖も、可されず、已むことを得ずして、命を今に續ぐ、圖らざるに幼主今早世せり、臣須臾も存する理なし、宜く泉下に從つて二主に奉仕すべしと。親族其言の的然たるを以て、抑留するに辭なく、其請ふ所に任す、忠又告げて曰く、臣死に臨む時、幼主の遺骸を棺中に抱き、法用整ひて、後臣が頸を延べ之を刎しむべし、唯恐るべきは主の尊體を穢さんこ

と甚だ不恭と雖も、是我が仰望なり、庶幾くばこれを許せ、然らば則ち死後遺憾なかるべしと。親戚其志を感哀し、願ふ所に任す、忠拜謝して、言の如く首を延べて刃を待ち、喉を刺さしめて乃ち死す、因りて棺を同うして葬る、忠が純忠、其母が英烈、共に偉なる哉、粵に米府の仕臣齋藤氏の記文あり、其辭に曰く、

成谷忠右衛門、本庸隸之徒也、自嘗年時仕筑後州刺史、有馬氏弓將西澤彌右衛門尉、彌右衛門觀其素性、貞信殊加恩顧、以常愛遇、忠右衛門亦感其寵念、不貳其心、益以實仕、忠右衛門自思、吾主己掌弧箭、事己不可不習、從此無夜無晝、研精於此技、然其腕臂外轉斜反、不便於射、常以此爲甚苦、或夜潛以板挾左手、身則仰臥、仰其所挾、手以重石置其上、自入定到天明、蓋欲矯抑壓、鎮使直正也、如此二三次、因是手臂殆正、射事大進、遂超同學輩、生資便利者、彌右衛門喜其志、剛毅以能成業、深貴重之、其兩意相和、如以石投水、厥

后彌右衛門一朝暴死忠右衛門慘傷臨常哀慕難禁因告主親族曰吾主俄爲黃壤客幽明永隔今僕追念無及悵然如有所失而僕平生恩義殊厚未報毫芒豈忍獨存寧欲以殉葬請許之親族曰汝所請殉死其固宜也然汝主既有遺子在焉今僅二歲若幸邦君命令此子繼父祿則輔攝擁護非汝誰託又不幸無君命一旦離家去國則抱負於四方相攸以安此孤亦非汝誰哉唯汝自計可知汝今快死報恩與全身立孤二者於亡主心就可感愛致無益之死貽患於孤不若保生而存永與孤浮沉忠右衛門聽之深領其旨不復請殉死焉時邦君有命使其子彌次郎繼父祿忠右衛門大喜從此以立孤爲己任同職有某氏甚右衛門此累代之家臣也故凡百家事合力同謀相共經營於是二臣節用省約專勉償還忠右衛門謂甚右衛門曰吾子與我欲爲主興財千慮萬計慮置頗了然亦茲有一術今吾主幼冲猶在襁褓無關公務若相內庶事固一家臣而可辨也而在吾子與我兩臣此已長物也一人宜辭俸致仕以索居五六年待某券還屋潤又入仕如此則可謂無遺策吾子謂如何甚右衛門曰此大是曰然則吾子可止我則去甚右衛門曰不可也子未行伉儷我已育妻子故我日費主糜糧亦三倍于吾子此乃吾子所口擊我

去則既助於貨殖吾子此慮亦本爲生財也吾子何不辨明於此而爲使我止乎忠右衛門曰不然幼主母君新寡且年猶少吾又壯年無室而吾子有妻而去我無妻而止舉世必起疑心夫以我之故置母君於嫌疑之地爲人所指議是不忠也且我守潔之心難以家說戶解唯可使我去若強止我則速娶妻我本無妻而今故娶此好事之行也吾子幸有妻子且奕葉之家臣也不可不止二臣相諍不措彌次郎親族聞之云二臣所論誠似君子之爭此雖各有其理然忠右衛門所說之旨不得不聽從唯任忠右衛門志耳於是忠右衛門去主家借近鄉市廓以鬻油爲生而每日候主家且有事則奔走輔濟如前仕時如此者三年寬文元年夏痘瘡流行彌次郎亦染此其症甚篤闔家憂慮忠右衛門晨昏侍傍不暫退離蓋衣進藥已獨勤行到其病將革忠右衛門語已母曰幼主疾已急必可就本吾決心於殉死矣向若從先主於泉下大人今可見吾幸木及拱把也而爲幼主更肉骨至今日吾之存亡實係于幼主不在吾何故爲活此大人所知也必勿驚哀母曰自聞幼主病危吾心謂幼主遽爾天折則汝亦致義死在此行而汝意爲如何乃慮之大熱中腸今聽汝此言我心已降夫人之在世壽數有限不可願求假令可求棄義苟生雖及胡者其何益哉唯

汝與幼主休戚相關幼主之疾急乃汝之死來也此當然之理吾何悲哉汝能持其志莫使衰質忠右衛門曰敬奉命矣吾無以偷生傳其於後世大人可安翌日彌次郎遂死忠右衛門悲悼不可言因揮淚告幼主親族曰先主長謝日僕已請殉死而諸公制之以託幼主是故僕不得已復續命以効犬馬之知力望幼主之成立今不幸闕推僕無暫存之理宜追逐其跡奉承二主於地下此唯以與諸公永訣敬陳僕鄙忱親族以其所言理義窮極無辭於退抑唯垂淚感惜耳於是忠右衛門又告曰吾今有一所請僕臨死時抱主遺骸於棺中拳々服膺即延僕頭時便可使刻之主體酒血雖甚不恭不忍少離幼主故不顧其罪所請於諸公也願許之然則僕死無遺憾親族感其志乃從其所欲忠右衛門大喜如言延頭待刀棺中狹隘所繫有礙因此執刀者尤猶豫忠右衛門見之自仰頭使刺喉乃死因同棺而葬焉偉哉忠右衛門之事主始終守義進退踐實生亦為主死亦為主不以一毫為己之意介乎其間可謂純忠也其以忠自名可為無辱焉其母亦英傑者也與淡王陵母其事雖殊其勸死勵義固可勞號彼母子皆雖出於凡庸素無學問其於事主之義能知而能行之此又生質之美而良心之明者也嗚呼彼之義風忠烈可使遠干天下然彼生長于

蓬茨之下僅為諸侯之會臣則分微位卑一國猶不能偏知况天下哉故不願淺才粗記皆末以期其施于口碑而傳於不朽耳

米府 齋藤長兵衛書

又曰く、江南山の住僧方室禪師其令名の泯滅せんことを歎じて碑を書したるもの、今猶彼寺に在り、其銘に曰く、

勇岳祖忠禪定門碑之銘

蓋聞士為知己死信哉爰有筑後州山門郡瀬高庄鹽塚村之産成谷忠右衛門尉者自幼事西澤氏彌右衛門尉高正者尤得寵遇也厥家累代長於射彼亦能焉高正沒後又事嫡子彌次郎奉養之無二心是不幸早世矣及其病殆彼精神求以身代且將與彼年相若兄之子當之兄許之若斯萬端更不瘦是命矣遂起殉葬之意人驚問何故對曰嚮緣明曆二丙申冬高正及卒有此志時兄謂我曰嗣子未離襁褓縱使長而就公役用汝而為股肱高正之所欲尚復有佗乎屈其理我幸生假數年雖然非絕縷盜馬之臣赦楚趙以濟其難之類唯蒙厚恩也於是骨肉者知其志不可奪不敢拒却聚頭語生前身後事彼

云兄弟尋常有、聞于婿之愛不知孝悌、道請各思之、僉曰、遂汝遺訓、彼有欣色、忠臣出孝子之門、此之謂也、又云、我抱此子、直投地下、考然、則不克、手劔自殺、傍人急、遂莫、刻我頸、恐殘所抱尸、徐徐而斷、此喉言、訖入同棺、見者莫不悲嘆、矣、不肯刻之於片石、謀令名不朽、

萬治四年辛丑五月十三日

江南野村方室史撰

烈女石井氏

●烈女石井氏女

生葉郡星野村の農長庄左衛門、男子一人あり、同郡吉井町大保正、石井市之助が女を以て、彼男子に配す、婦人十七歳にして、男子を産み、不日にして夫死せり、茲に於て庄が甥を養子とし、寡婦に娶せんと欲すと雖も、婦人曾て聽かず、親兄猶ほ争うて、輟めず、婦人遁辭無うして、竟に再嫁す、婦人夫に告げて曰く、舅姑已に老羸して、幼子を育するに堪へず、故に足下を養うて、以て予に配し、幼子を保育せんと計る、是舅姑の予に示す所の要日なり、今よりして後予

を以て妹とし、予亦足下を兄とし、共に舅姑幼子を養護すべし、夫婦媾交の儀に於ては、請ふこれを許せと、夫これを嫌しとせず、終に双に伏して、其家に死す、婦人舅姑に事へて益、厚く、幼子を哀育すること彌、切なり、先君瓊林公、其貞節を感賞ありて、市之助が二男を舉用して侍臣とし、石井勤十郎と名けて、寵遇尤も篤し、然るに、瓊林公篋を易ふる日、勤十郎殉死して、其恩義に報いたり、

待宵小侍従

●待宵小侍従

高倉帝の宮女にして、阿波局と稱す、父は八幡檢校、田中法印光清、母は建春門院小大進局也、相傳へいふ、黒木猫尾、城主源助能、文治年中、京都に在觀すること三年、助能乘て笛曲に堪たり、一日御遊に召されて、笛を吹く、甚だ、叡感有りて、宮女待宵小侍従を賜ひ、之を賞せらる、于時、後

徳大寺實定卿待宵に私通して子を生む其罪の露れんことを恐れ物加波藏人(實定卿の隨身)をして密に相謀り助能待宵に配するを幸として生む所の子を助能に託して義子たらしむ此時劔と笛とを并せて與ふ此子成長して黒木四郎定善と號じ姓を改めて調姓とす蓋し徳大寺の苗胤たるを以てなり(一説に助能御遊に召されて笛を吹く其音調に律に適ふ故に調の姓を賜ふと云ふは誤なり)助能が妻助能新妻を具し剩へ兒を携へて郷に歸ると聞き嫉恨に堪へず侍女二人を従へ身を深潭に投じて死す人其屍の止る所に小丘を築き祠廟を建て是を祭る其所を築地と稱し廟を築地御前と號ず廟像三軀あり其二軀は殉する所の侍女なり定善が男成實其男治部大夫俊實待宵が爲に一院を紀州高野山に建造し講坊と號ず嘗て聞く坊中待宵の上衣一襲

を存して寶秘とすと又立花家の舊臣黒木六兵衛(黒木流也)が家に待宵助能に附屬する所の觀世音の木像今猶ほ存す彼の築地御前祭禮の日に臨んで六兵衛が家より臘脂ろうじ盒一箇紅帳べにぼろ巾一幅草履一雙を寄附するを古例とす土人の傳説に曰く助能が妻沉没の後其怨恨崇りを爲し往來の人を惱す助能京師にて拜受する所の劔を彼の潭に沈め嘗て其崇を鎮む今黒木邑劔潭と稱する所是なり同く笛は六兵衛が家に傳へけるに延寶八年十二月火災の爲に亡びたり頃嘗て攝津志を按ずるに島上郡櫻井村に待宵小侍従が墓墳あり其の記事に曰く

小侍従は石清水別當光清が女なり近衛院の皇后多子に仕ふ和歌を善くす烏丸光廣卿櫻井といふ所に待宵小侍従と聞えし人の舊跡を尋見

て

今も猶ありし昔の待宵な

ふけゆく鐘の音に聞きつゝ

今石碑あり

と云云是を以て之を考ふれば其姓氏助能に賜ふ所の小侍従と大同小異疑らくば光清二女ありて誤つて其名を一にするものか蓋し近衛帝即位より高倉帝即位まで其年歴殆ど廿八年に至る小侍従若し或は後年筑紫より歸京して終りを茲に取るもの歟尙詳なること本府の臣松下爲運の志にあり其文辭に曰く

吾筑後國黒木縣土人相傳云黒木縣猫尾城主源助能文治之比以大番昔諸國受領京師在觀京師助能善吹笛一日被召乎御遊吹笛甚適寂聽賞賜宮嬪待宵小侍従助能之妻聞助能久在京師娶新妻生男相携歸而不

勝茹忌將侍女二人投身深潭死矣宛魂爲祟蠢然于冥々之中擲擲潭邊來往之人助能歸鄉聞之親臨潭沉歛以鎮矣崇遂止方今呼劍潭者是也北筑後雜葉藏之辨曰

宮女小侍従之稱蓋不類一人且見古記言待宵小侍従在近衛河原大宮御前則助能之所賜之小侍従恐是不必爲待宵待宵人皆知之故傳合耳

物加波藏人

余憑人問之柳城仕士黒木六兵衛黒木之六兵衛答曰調姓家乘相傳在我家然而延寶八年十二月爲火事燒失所傳之笛亦同時灰燼矣但待宵所屬于定善之觀自在之木像特免火今在家以無家乘不能詳之只以暗記之一二所謂待宵小侍従元號阿波局高倉院之宮女也父八幡檢校田中法印光清母建春門院小大進局也後德大寺實定卿私通于待宵而生子怯其彰物加波藏人實定卿之隨身卿會待宵還及使藏人自途中途別朝藏人以和私相謀幸助能在遐販而託所生之見于助能令以爲養子是也此時並劍與笛賜之笛者在六兵衛家燒失劍者助能沉潭者定善改藤姓爲調姓者所以益爲閑院苗胤也閑院便德大調姓雖所固有始自定善矣黒木縣土人所傳助能於

宮内卿^{（西宮）}助能^{（姓）}妻聞助能^{（姓）}拉妻携兒歸鄉不堪憤恨從侍女二人而
 六兵衛所答甚速^{（氏）}投潭死其屍之所止築土造祠廟今謂其處稱築地呼廟號築地御前廟像
 有三驅挾侍之像者所殉之侍女也^{（一）}稱紅梅大藏大輔源助能舊薩州禰
 地目之城主志摩津之門族也後移住黑木縣猫尾城定善德大寺實定卿之
 男待宵之所生助能之義子也定善生成實成實生俊實^{（誠治部）}待宵死後
 俊實爲待宵建寺於高野山號講坊勸請若宮八幡<sup>（待宵父光清詣八幡時路
 子因待宵爲三）</sup>調家代々之禮越也云云由是觀之士人所傳賜待宵乎助能者
 八幡之化身^{（一）}謬說也當時助能之妻猶申謬說死况後人謬傳者非無所以矣余嘗寄書
 於高野山修善院快英^{（本筑州今住修善院聞有少才識）}英時在江都報曰講
 坊故實如所聞然僑居匆忙不克詳且黑木六兵衛之女嫁乎吾鄉士人某語
 余曰待宵所附屬乎助能觀自在靈像方今在六兵衛家^{（稱秘明）}又築地御
 前祭之日從六兵衛家臘脂盒一筒紅帳巾一幅芒履一隻寄符之云會遊學
 于野山之僧近語曰高野山講坊者待宵小侍從之陳迹也於今有待宵之上衣
 一襲寶秘矣上件數條粗足徵夫北筑雜菜不必爲待宵之察頗雖似相中未

辨之容易辨之者惜矣哉猶彼葉中與入形原其辨非者不勤矣恐將幾好無
 用之辨不急之察者矣
 寶永庚寅九月之吉 米城散人 雪堂志

武良麻呂保義
 源所大祝元祖

●武良麻呂神部物部保義 玉垂命三十二世之神裔美濃

理麻呂保續の嫡男なり高良山の惣管領にて源所大祝の元
 祖なり^{（後世鏡山を以）}美濃理麻呂の二男武勢麻呂良續武臣
 の長と成り御井郡神代村に城館を營み神代氏と號ず三男
 武見麻呂保依緋林に入りて妻帶の法印と成り隆慶と號じ
 丹波氏にて座主家の始祖たり四男武賀麻呂保通大宮司と
 成り始め高良山磐井の地に居住し後年御井郡宗崎邑に轉
 住し宗崎氏に改む是も亦丹波氏にて大宮司家の鼻祖なり
 五男良摩麻呂連成草壁を氏とし後世御井郡稻敷村に移り

座主家の始祖

大宮司家の鼻祖

僧隆慶

て、稻敷を氏とし、神管頭の職務となる。正應三年、廣川、莊古賀村に館舎を營み、近郷拾二村を領せり。其末胤今民間にあり。

僧良寛

●僧隆慶 武内宿禰の後裔武見麻呂保依出家して座主と成り、妻帯して天台の玄旨を究め、鎮西の講師と爲る。高良山中に高隆寺を草創し、住院とす。養老年中遷化せり。

僧麟圭

●僧良寛 玉垂神社の神宮寺月光院の別當なり。大祝鏡山家の庶流にして隆慶の後なり。大祝保常と共に戦伐を勤め、高良山東光寺の城に據りて、豊州大友家と親睦し、數鬪戦して勇威を震ふ。秀吉公薩州に發向の時、良寛陰謀を企て、竟に領地を沒收せらる。

遂に寛を伐ち、自立して高良山に登り座主となる。小早川秀包當州に主として、政令を行ふと雖も、圭特り權を争うて従服せず。秀包怒りて兵を筒川に出し、數回攻戦すと雖も、圭が兵剛にして秀包敵するに能はず。茲に於て秀包僞りて和を乞ひ、天正十九年五月十三日、麟圭父子を米城(今の蜜柑)に賺し招き、宴饗時を移し、夜陰に臨んで伏兵を柳原(今の城東、其時は市坊にして、三本松町より、小森野の街道也といふ)に置き、歸路を遮りて麟圭父子を殺害し、(傳へいふ、圭は秀包の家人、三田市藏之水と號する利刀にて、秀包が手刃に遇へりと)社領千石を掠奪す。文祿年中、秀包朝鮮の營中に於て、恠病を患ふ。是偏に圭父子が憤魂の爲す所ならんと、麟圭が末子、秀虎丸を座主職となし、千石の地を返し附す。秀虎丸出家して尊能と號じ、台學を研究し、官僧正を経

僧寂源

たり。此時尊能清僧となり、座主家の神脈茲に於て斷絶せり。
●僧寂源又一如 高良山神宮寺三井寺の座主にして、博
學文章あり、徳範夙に彰はる。書は賀茂家の筆意を學び得た
り。又歌學の才あり、高良山十景の題詠を撰述し、神護石を舊
記に考へ、當山の境地に數万株の杉枝を挿んで、令良材と成
れり。生涯の徳功今猶稱譽す。

僧即心

●僧即心 初は源珍又寂超と名く、俗姓は厨氏、高良山の
産なり。幼にして聰俊、恰も老成の量あり、十四歳にして薙髮
し、座主寂源を師とし、台學を磨究す。寂源其才量を嘉し、特に
鍾愛を加へ、懇に教引す。其精修苦行、殆ど人の耳目を驚かす。
寂源其碩徳を讚美し、高良山西南の廢寺、極樂寺を復興し、即
心をして住持たらしむ。然ども即心曾て榮名を願はず、出離

僧即心

を要旨とす。是を以て遂に良山の巽、毘沙門溪に草菴を結び、
遷住すること四十五年。抑、此溪は開山隆慶が隱遁の勝地に
して、頗る幽邃閑寂の名區なり。嘗て聞く、即心平居衣食住を
清約にし、衆に臨むに柔和忍辱を宗とし、躬ら を負ひ、水を
運び、獨行獨座して、人を勞すること無く、景を含み、耀を匿く
して、言ふこと能はざる者に似たり。所謂道高して志愈勤め、
心明かにして、事益慎むといふべきもの乎。後年淨土念佛門
に歸して、彌陀の名號を敬書すること日に數紙、衆人に授與
すること其數を知らず。常に一鉢の貯なしと雖も、即心が道
徳を慕ひ、遠域鄰境の僧俗男女、襍饋を携へ、寒餒を贍はし、來
り訪ふもの殆ど虚日なし。元文元年辰五月廿二日病んで遷
寂せり。

僧聖光

●僧聖光又辨長或は辨阿と號す 筑前國香月の庄古川彈正左衛門則茂、入道順乗が子、左衛門尉則治が弟なり、幼にして聰敏、長じて博識多才、台學を究む。建久八年、辨阿年三十六、洛東の吉水に往いて法然に見え、淨土念佛の奧玄を聞き、凡夫解脱の直路は淨土念佛の要行にしかずと、解信し、永く法然を師とし、研覈すること六年、竟に一宗の深奥を極め、元久元年、吉水の禪室を辭して、鎮西の故郷に歸り、淨土念佛門を弘行し、御井郡府中厨寺に於て、一千日の念佛を修し、其後井上山善導寺を草創し、筑紫義の本所とす。嘉禎四年二月二十九日、病んで終を彼寺に取る。

僧金光

●僧金光 本州の産にして竹野郡石垣山觀音寺の別當なり。初め台學の玄機を究め、聊か愁訴ありて、相州鎌倉に寓居すること月を踰ゆ、于時淨土開宗の沙門法然が徒弟安樂鎌倉に來りて念佛を化導す。金光忽ち開悟し、訴訟の事を捨て、京洛吉水の叢林に入り、法然を師として、遂に淨土の奥旨を究め、奥州に往いて往生寺を開基し、又津輕浪岡村に於て、西光寺を草創し、遂に彼の地に終れり。

僧然阿

●僧然阿 參議藤頼定の男名は良忠、石州の産なり。淨土六派の祖にして、井上山善導寺二世の住僧なり、後年相州鎌倉に至る、北條時宗尊信し、鎌倉の地に光明寺を草創して開山とす。弘安十年春秋八十九歳にして彼地に寂す。永仁元年、勅して記主禪師の謚號を賜ふ。上妻郡馬場村地福寺の古址に、禪師の石碑あり。

僧良伯

●僧良伯 有水山坂東寺の住僧なり。博識宏才、台學の蘊

僧古月

に通ず。

●僧古月 初め日向國佐土原に住す、濟家禪林の名繼にして、四方の禪徒來集して、法教を受く、本鎮羽林公、尊招して福聚寺を創し開山とし、寺領二百五十石を附す、古月終に此寺に寂す、

訂校 筑後志卷之四 終

訂校 筑後志卷之五

故人	杉山	正仲	共編
故人	小川	正格	
後輩	黒岩	玄堂	校訂

文苑 (○勝地)

千年川 ●千年川 生葉竹野山本御井三瀨五郡の地方を洋流す、所謂筑後川の別名にして、一處を指す名には非ず。上流生葉の地より三瀨に至る、其里程十七里餘、村里を灣流して、其勝景奇絶、記すべからず。

○ 夫木集(光明寺入道撰)

君がためかぎりもあらじ千年川

ゐせきのなみの幾めぐりとも

一夜川

○ 我君のながれ久しきちとせ川

歌枕名寄

波しづかなる世につかへつゝ

● 一夜川

是も亦筑後川の異稱なり。俚俗の傳説に、普光山觀興寺の佛像を刻む所の異木、往昔豊後國の山溪より流れ出て、一夜にして此川に到り、大城の邑に止りぬ。爰を以て一夜川と名くと。按ずるに、例の浮屠の妄説にして、論ずるに足らず。一夜川の名實未だ詳ならず。

○ 歌枕名寄(顯氏)

○ 名に高き秋のなかばの一夜川

ことわりしるくすめる月かな

○ 名所方角鈔

○ 其儘に後の世もしらず一夜川

わたるや阿のゆめぢなるらん

取替川

● 取替川

筑後風土記沢びて後、地志の撰なく、勝區名境古名ありて、其實跡を失するもの少なからず。此川の所在、未だ詳ならず。或は曰く、竹野郡鳥飼と書くは、其名稱の轉ぜるものなりと。然れども考證の據なし、歎すべき哉。

〔補〕 或は曰く、三潞郡大石村の地に、取替と名づくる小流あり、筑後川に入る。即ちこれなりと、又御井郡に鳥飼村あり(久留米小史)

○ 萬葉集 卷之十二

○ 洗衣取替河之河余村能

不通牟心思兼都母

● 速見の里

此の地境も亦詳ならず。

〔補〕 早見の浦は、三池郡早米來村の海岸をいふと、南筑明覽に見ゆ。

○ 歌枕名寄(高遠)

○ 何事もゆかしければや道遠み

はやみの里にいそぎ來ぬらん

歌枕名寄(食方)

○
ちほつかな我ことづてん杜門
はやみの里にいかにかに啼くらん

●山本里山本郡にあり。耳納山の山麓にありて、前に原野連つて筑後川を遠望し、嶺巒松柏鬱蒼として楓樹色を交へ、秋陽錦綉を織るが如く其風景賞観すべし。

萬葉集 卷之三 高市郡人

○
客爲而物戀敷爾山下

亦乃會保船與撈所見

不濡山 一名青山、或は高牟禮山、御井郡にあり。 是は即ち高良山の一稱なり。不濡山の名義、先輩の説一ならず、蓋し悉く臆説に出て、信ずるに足らず。山形孤立して四方を眺望し、四時の佳景、彈記すべからず。

元和中、座主寂源、當山の勝地十境を擇んで、十名所と號じ、帝都に至り、竹園公卿及び明師雅友の、詩歌に名ある人に就いて、其の詠題を請ひ、輯めて卷帙と爲す。其詞に云く。

高良山十景詩

高良山主寂源僧正者、台教之宿學、當代之英匠也。與子有舊而不相見者、五益于茲、一口扣隱、解念、眩涼、竟謂曰、吾佳良山幾二十年、每歎吾山形勝、筑州第一、而勝狀無聞于世者、何也。蓋山其地僻遠、距上都者千里、無有詞人騷客、佚遊漂寓、而貽詩賦歌頌、吾爲山靈惜之。故與二三莫逆、相往境於山中、徵西湖十景品定十題曰、竹樓、春望、日吉、見滿華、日御手洗、笠日、朝妻、清泉、日青天、秋月、日中谷紅葉、日不濡山、鷺尾、素雪、日高隆、晚鐘、日玉垂、古松、迺躬齋十題、趣浴、就王公卿大夫之有名于詩歌者二十人、乞得吟詠、其竹樓者、山中之要會、極目之絕境也。吾排蓬藿、即此架、竹樓、登斯樓、西望、久留米、在前、相隔六七里、粉堞層々、疊出、佳氣蒼々、如蒸、源賴朝、主有馬、中務、大輔、昨西南四十里、許有肥州、佐賀、城、躰乎、霞外、守居、島丹、後、南望、三十里、許、柳川、城、東、於海中、宛如、蜃樓、陰晴、隱顯、足觀、法、無生、守居、花、飛、野、西北、去、山、四十餘里、寶滿、岳、漂、渺、天、表、

其南去此八九十里肥之雲嶽如一片雲俯瞰山下平地千里村々煙接田々
 其布可以視國政之豐功焉筑川如帶縈廻入南海回眺四隣嘉木葱鬱和氣
 抽綠暖鶻蒸紅尤宜春望故以春望命題堯忽親王製詩品法親王藤僕射照
 公詠和歌近衛左大臣其吉見者在竹樓西北孤峯翠嶺絕壁百仞天正中
 博陸秀吉公西征之日墨其峯嶺四邊櫻華撩亂爛熳眩耀心目故以滿花為
 題藤亞和實通公作詩藤原實通大納言藤內府規公作歌今山川內大臣其御
 手洗者澗水冷々橫流西麓玄古玉垂命降臨日掬此流盥嗽故名橋為御手
 洗夏秋之際煙々宵行至其熾羣星流波上火插碎水底熒煌可觀故以螢名
 題藤獻納行公有詩藤原行實大納言藤亞和實公有歌藤原實通大納言其朝妻者
 在山西足二里有神功皇后廣松杉森蔭蒼蔚寶祠巍然華表屹立巖下
 湧泉迸出清冷香甘特異常水三伏甚暑不能涵浴故以清泉為題菅黃門長
 公賦詩菅原長卿大納言藤亞和福公詠和歌藤原福公大納言其青天者高良一峯峯
 頭有闕若號青天寺蒼虛望遙抱萬頃田野吞千里之筑川迎水輪於東嶺送
 玉鑑於西嶽眼界灑然迥絕塵埃故以秋月為題藤大將誠公製詩花山院右
 定誠源亞相茂公詠歌中院前大納言其中谷者在竹樓東北入澗谷石崖夾路

瀑布落空有大悲閣竦立巖上遊此境者恍惚到補陀峯而品火噴泉澗瀉入
 池綠鴨浮沉金鮮涵泳四岸高樹松楓交錯玉露凋傷錦綺掩映忽想水鳥樹
 林恒說苦空故以紅葉命境藤拾遺秀公題詩藤原秀光朝臣藤納言茂公詠和
 歌日野中納言其不濡山者高良一名也凡高良山形勢東南袤長南北不廣
 自西瞻山面昂然如虎踞自南北望之逶迤如龍臥後負列嶽岳然無草木獨
 不濡山樹竹茂盛翁鬱曉曖四時有霖雨故以霖為題清給事幸公有詩伏原
 幸朝臣藤原信朝藤黃門信公有和歌藤原信朝其鴛尾者一峰挺特如削圭壁
 山足有尸陀林躡此地者觀入世無常傷有為磨滅但當體雪時眺望可愛故
 以素雪品目藤平章事量公作詩東園宰相藤原基成藤獻納雄公作和歌藤原光
 雅雅其高隆者當初精藍號也夫高良山玉垂命降迹之靈壤慈氏尊顯本之
 梵宮也昔神功皇后征三韓之日張陣于此今見有建錦旗之遺跡中世罹兵
 燹堂舍灰滅爾來不得再營唯遺一鐘樓故以晚鐘為幽致藤拾遺光公賦詩
藤原光朝臣平黃門量公載歌平松前中納言其玉垂者玉垂命鎮座之靈
 廟號玉垂宮履中天皇勅建此宮寢廟向西北蓋防禦三韓不虞也創建以來
 過一千三百星霜老松偃蓋虬枝夭矯騰凌霄漢圍繞廟垣故以古松為一境

良尙親王製詩法親王源特進喬公載源雅喬卿集成二巨帖國主源
 中書賴元公助喜命有司古錦黃金袂裝賦名曰高良山十景詩歌近頃乞
 日嚴教院堯憲大僧正爲序請佛國寺高泉和尙作跋其籤題者輪王寺守全
 親王染翰吾謂鎮寺之鴻寶也於師意云何予曰夫山懷玉而木潤淵藏珠而
 水輝良山懷斯至寶想山林益潤法水增輝者歟若夫具眼覽此境豈離高良
 山別求寂光土公曰好若無記其始竟則恐後昆不知來由功勞或湮滅矣願
 師爲記予曰有序述有跋語何處湮滅乎此帖若滅則記亦共滅今許眊無文
 思予復何言公曰與師相知久之憐師不與斯盛事請枉留筆記吾願亦足索
 之不息於此以源公之所說記焉

昔天和三季歲次癸亥仲秋霰旦
 前智積僧正泊如運啟書于瑞應山挹古軒

竹樓春望

●竹樓春望

竹樓百尺傍青穹萬里山川目力窮
 柳色淡濃花遠近一望無處不春風

妙法院宮二品
法親王堯憲

近衛左大臣基熙

吉見滿花

樓の上は春こそことにくれ竹の
 よのつねならず霞むらみ山

轉法輪大納言實通

●吉見滿花
 一嶽峻嶒聳九天櫻花四發更嬋娟
 徑移芳野添春色壓倒華山玉井蓮

今出川内大臣公規

御手洗燈

あかず見むよしみが緑の花盛り
 わきてことなる春の色香を

柳原大納言資行

●御手洗燈
 玉垂在昔臨斯水神迹流芳橋上名
 御手洗餘滴凝散凝光矜照作宵行

日野中納言弘資

○
 くるゝ夜はほたる涼しく河風に
 みだれ橋てふ名も朽すして

朝妻清泉

●朝妻清泉

高辻中納言豊長

朝妻風景盡新奇。松綠杉青伴四時。
湧出清泉林岳下。靈蹤雄地總相宜。

園大納言基福

○ 汲みてしる心も清し神わざも
代々にたえせぬ朝づきの水

花山右大將定誠

● 青天秋月
寺稱青天青嶂頭高低一望點埃收
啼猿樹上深秋月特照行人万里愁

中院大納言通茂

○ 寺の名を月にもしれと秋風や
あゝより青き空にすむらん

柳原侍從秀光

● 中谷紅葉
青女染成日夜功。滿山無處不霜楓。
疑將瀑布千尋白。變作秋梢一樣紅。

日野中納言資茂

不滯山ノ霽

秋をしる色もみえけり松竹は

● 不滯山ノ霽

伏原少納言宣幸

○ ときはの中の谷のみぢ葉
朔風吹散不滯山幾變浮雲頃刻間
應是紫陽奇絶處作晴作雨轉清閑

阿野中納言季信

○ この比はなのみぬれせぬ山姫の
袖もほしあへずふる時雨かな

東園宰相基量

鷲尾ノ素雪

● 鷲尾素雪
勝處從來名自傳。時添景物更應憐。
何人詩思搖銀海。鷲尾峯頭雪後天。

鳥丸大納言光雄

○ 積りそふ雪の口敷を重ねあげて
いとくさへ見ぬ鷲の尾のみね

位助 下山小路 從 光

高隆ノ晚鐘

● 高隆晚鐘

樹老徑荒煙水清。高隆遺跡昔年名。
唯今猶有鐘樓在。扣出黃昏三兩聲。

平松中納言時量

○ 山高くたかき薨はいるくもの
そことしらする入相のこゑ

竹内二品法親王

● 玉垂古松
瑞玉垂傳古廟宮。威靈如在至今同。
老松風度起神山。盛德遺音瞻仰中。

白川二位雅喬

○ 年たかき松やしる人玉だれの
宮居久しきむかしがたりも

十景詩歌

斯くて寂源自ら十景の詩歌を作る。即ち、

夫吾山之十景者。予始掛於錫已降。習靜之暇。或尋洞溪。臨清流。或經丘岳。嘯
花月。騎管。遊望也。則有府城高。控連西長川。紫廻流。南江海。渺抹坤。辯峯元。決

昔不乘楫千里一瞬者矣。至若此山也。中於筑後之中央。筑後者又中於九州
之中間。山上疊石圍山。其形恰如蓮華。故相傳稱八葉之中臺。九會之中心。繞
之及一許里。凡山之爲狀。東西長如龍臥。南北擬似虎踞。山頂有神祠。翠微有
寺院。天然勝地。自爾佳境也。間與一二之同志。擇其地。雄者以爲十區。使風騷
人傳製詩賦。而後予偶適京師。謁幕下定誠卿。亞槐通茂卿之次。談及此事。二
卿幸允予之志。方商量標題。舉爲十景。十景之品題云。定焉。即就二卿求親王
公卿佳製。經年。夏月。詩歌各十首。竟其功矣。一日呈之。太守源賴元朝臣。太守
展玩數廻。且賞予微功。乃命有司。施袂背峽。國其莊。飭皆是錦綉金玉。而乍使
山廬。生光彩。突然未志。其山恐後之覽者。不知所自。仍請花洛之日。請覽憲高
泉。運敵之三師。令爲序跋記。一帙周備。素願亦足矣。驩悅之餘。忘已謏劣。漫汚
諸公十詩之高韻。又綴里歌十首。以述卑懷。所謂瓦礫在後耳。

天和三歲癸亥季秋下浣

權僧正寂源書于不湍山竹樓

其一

● 竹樓春望

蒼竹小櫻。鸞半穹。短簷聚景。興無窮。
春來添得六宜外。萬里山川花柳風。

其二

○ 永き日も詠めにあかずくれ竹の

よにたぐひなき樓のをちこち

● 吉見満花

最愛吉峰三月天。山櫻含笑玉嬋娟。

吾廬今接衆香界。轉憶遠公結白蓮。

○

咲花のよしみがたけや三芳野の

春にちとらぬさかりみすらむ

● 御手洗燈

千古靈神垂降日。溪流手洗小橋名。

丹良今乘昏衢燭。分與山僧照夜行。

○

暮るゝより螢涼しくみだれ橋の

また行く水にかけをうつして

其三

其四

● 朝妻清泉

神功垂跡地尤奇。混々瑟瑟無盡時。

遊客忘歸三伏日。枕流漱石兩相宜。

○

朝づまの清き流にすゞぎても

にごる心はすむとしもなし

● 青天秋月

青天闕若一峯頭。月浸碧松烟霧收。

晝夜不眠玉壺裏。西欄影落使人愁。

○

雲はみな拂ひつくして秋風に

青き天行くつきのさやけさ

● 中谷紅葉

山間秋景見天功。飛瀑高懸酒岸楓。

風後一泓中谷水。玻璃盆裏貯猩紅。

○

瀧の糸にもみぢの錦おりはへて

其五

其六

其七

あらふと見ゆる中谷のみづ
●不濡山寮

結廬置我不濡山。沿雨陰晴丘壑間。
雲去雲來空洞裏。無心更伴老僧閑。

○ 風にさる峯の木の葉の時雨には

さらぬれせぬ山かづの袖
●鶯尾素雪

遮莫瀾橋古意傳。鶯峯今日最堪憐。
更看結習染衣去。無數散花雪裏天。

○ 松かぜのちとさへ絶えて降積る

雪はましろの鶯の尾のみね
●高隆晚鐘

高隆遺跡薺苔清境入。詩章再播名。
一杵樓鐘山樹裏。兩三鶯和晚鶉聲。

其九

其十

かけ高く隆ぶる寺の木の間より

響き出たるいりあひのかね

●玉垂古松

洪基年久玉垂宮。國鎮巍々今古同。
更借長松天鎖韻。三叫萬歲白雲中。

○ 十がへりの花も幾たび契りてか

松もとしふる玉たれのかみ

遞庵ノ十景詩

後宇都宮遞庵十景の詩をおくる。

高良山十景詩并序

蘇陀峯雞足院主非際僧都爲予舊知一日訪山房話之次僧都言曰頃得筑
州高良山座主寂源僧正書信請足下賦十景詩十景高良山壯觀也足下盡
賦之予未蹈其地且聞竹園槐門以下諸貴人詩歌之詠已得驪龍珠其餘麟
甲豈足見之乎予何言哉雖然僧正之命不可辭僧都之勸不可拒予又素有
詩癖於是吟情不可息者遂問其土之景物於僧都賦之云

●竹樓春望

其二

徐上竹樓坐半天東風吹袂過欄前
望中收拾西南美霞外春城花柳邊

●吉見滿花

煙霞帶暖靜和風吉見春情興不窮
應是人間香世界千紅萬紫滿山中

●御手洗堂

高良盥漱水清々此地此橋長得名
萬點流螢如燭火猶疑神氣作照明

●朝妻清泉

瑟涌流泉香且清松杉樹畔帶風聲
若無醉客料爲酒定有幽人出濯纓

●青天秋月

寺樓高架勢隣天上界雲晴月皎然
出沒東西峯嶺遠秋風吹盡夜光前

●中谷紅葉

露裁霜染自分明中谷秋深葉々輕
點點隨風懸水上下流須以錦江名

其六

其五

其四

其三

其七

其八

其九

其十

非際ノ十景詩

●不瀟山寮

山命不瀟名却空幾回霖雨帶寒風
陰晴難定雲來去與在歸樵疾走中

●鷲尾素雪

鷲尾山高難陟岡厓々積雪接天光
料知西嶺千秋色飽入騷人詩思長

●高隆曉鐘

山中有寺號高隆兵火何時燒作空
一箇鐘樓神護否長傳遺響晚來風

●玉垂古松

老樹森然古廟前繁陰含翠幾年々
元開保定南山壽知是此松能得天

天和三年十月望日

遞庵宇都宮山の草稿

其後釋非際十景の詩を寄せたり

高良山十景詩并序

寂源權僧正者於我雲龍友也僧正前住我台嶺龍禪教院修練遮那止觀之兩業禪熟且詩熟矣後帶領筑之後州高良山以爲彼山座主焉會於彼山選十箇之勝景求親王公卿之題詠詩歌已成序跋亦具矣事詳見于泊如僧正十景記然後更自著十首詩歌又勸予賦詩予本不窺李杜之宮牆何當其課乎雖固辭之強之再三未止故賦十絕以塞其責云爾

其一 竹樓春望

高樓春望自雲邊遙出人間別有天
幽鳥百花潭不俗紅霞靄々幾山川

其二 吉見滿花

吉峰花樹倚雲栽冒雨和晴掠亂開
三月春風相轉處回峰遊蝶逐香來

其三 御手洗笠

良山右麓小橋斜水上流螢麗似花
此地靈神祓除後於今手洗美名賒

其四 朝妻清泉

林樾森々皇后祠神靈千歲尙新奇
庭前泉口吐寒碧潄暑即銷一秋時

其五 青天秋月

浮雲清拂青天寺一鏡高懸照翠巒
往日幾人游此地更生感慨曉風寒

其六 中谷紅葉

一條懸瀑白如銀灘石注崖散玉塵
誰把西冷置中谷泛流楓葉露紅新

其七 不濡山窠

酒竹漏明頃刻間陰晴難定不濡山
應知人世亦霖雨甘寂寥時正是閑

其八 鴛尾素雪

整々斜々風雪寒敲水啜茗養衰殘
鴛峰忽變瓊瑤峒寶樹寶林一樣看

其九 高隆晚鐘

其十

高隆基石緑苔封樓上尙懸報晚鐘。
一擊梵聲壹百里天宮地府脫群兇。

●玉垂古松

八葉石蓮擎寶宮古松成蓋碧玲瓏。

玉垂神廚幾千歲降福穰々鎮日東。

貞享改元甲子七月廿六日

釋非際執毫於臺嶽蘇陀峯雞足院觀月亭。

季吟の十景歌

又季吟の十景歌あり曰く

高良山十景歌非序

筑紫におはします高良大明神は玉垂のみことといへり。たらしひめの
みこと三韓をしたがへさせたまふときしほひるにしほみつにをつか
さどりおはしますとかや今やはたの宮にも武内宿禰玉垂命を上高良
下高良といはひまつりあがめ申す是也。彼かみのたせ給へる御山よ
り遠くも近くも詠めやる山々のたすまひ海河のながれいづれのた

くみのけづりなすとも及びがたくいかなるましの筆にも至らぬくま
おほかるべく春夏秋冬の時につけて花紅葉の色にうつりかはれる景
色すべていひつくすべくもあらぬを都にむかへてころあらん人に見
せましかば唐の大和のこの葉もしげく末の世々かけてかたりつき
いひつきゆかん情もいかにふかく留べきをあまさがるひなのながち
をへだてしこぎくる船のたよりならてはたやすくゆきかふべくもあ
らぬ世界なれば世に高き人など目とめたまふあともなきにやふる
き歌枕などにもかひなくもれて埋木の入しれぬ所となりはつるに何
がしの僧正さる所の世にしらぬ事を惜み給ひて其中のすぐれたる
をかき出で高良山十景と名づけて九重のうちのやごとなき御かたが
たにも申し雲の八重たつ山住にても世に風流ある人々には詩歌にま
れほくにまれ是を題せん事をもとめ給へるに横河の雞足院それのあ
ざりのきみ此題の十詩をつらねて見よとてみせ給ふついでにやつが
れにも此うたほくつかふまつれといひおこせ給へり貞享のはじめの
年神な月の比ほひ例の時雨がちなるのみにあらず彼亂れ霜氷りてい

つの年よりもさえまさりつゝ外には雪のかしらさし出べくもあらで、
桐火桶のもとにのみ冬ごもり侍りしに、ある宵のつれづれのまきは
しに、これをよみて、かいつらねて、ゆめごと人には見せおはすなとてな
ん、彼あざりのみもとにつかはしぬ、

新玉津島寓居士季吟

○竹樓春望

霞さへみどりになびく吳竹の

名にあふ樓の春のながめに

○吉見満花

錦ともいはゞ限りの有なまし

よしみむ人は花とのみ見よ

○御手洗笠

さみだれはした行水にとぶ笠

おのが時とや照まざるらん

其一

其二

其三

其四

○朝妻清泉

夏としもしらてぞ掬ふ朝妻や

岩ねのみづの清きながれを

○青天秋月

異方^なも秋やさやけき蘇迷^な慮^かの

南はあをさそらのつさかけ

○中谷紅葉

一しほの色にぞみゆる秋山の

中に名にあふ谷のみぢは

○不瀦山窠

夕窠ふれどぬれせぬ名も著き

やまの松かさ我にかさなん

○鷲尾素雪

わしのとの山の白ゆき御佛の

世に降しける花とこそ見ぬ

其八

其七

其六

其五

其九

○高隆、晚鐘

峯高みたかくたふとき此寺の

みのりや告ぐる入相のこゑ

○玉垂、古松

千歳へし陰といはひて玉垂の

神代にたれか松をうゑけん

琴彈宮

●琴彈宮 本州の一名所なり、其の事迹高良社大祝家の

耳納山

●耳納山 御井山本竹野生葉の四郡に跨る。山勢長く連

りて、遠く山北より望めば、龍の臥すが如く、山南より望むも亦然り、朝曦翠嶺に映じ、夕陽疊嶂に返照して、其美景恰も畫屏の如し。凡そ此山形南陽北陰に對して、假令は平庭の中央に、一條の假山を築くが如し。故に山頂より南北を望めば、眼力の極る所、河海山岳田野の勝景得て云ふべからず。

日向神巖山

●日向神巖山 上妻郡に在り 抑此山の形勝たる、巒峯率々、阪徑

崔嵬、巨岩絶壁を削り成し、溪水を夾んで左右に危立し、殆ど蒼穹に接す、刻めるが如く、描けるが如く、實に天巧の名區にして、海西に絶出し、本州に冠たり。恨らくば其地邊境にして、騷人墨客其間に遊觀し、其美を稱揚する者甚だ稀にして、其名の四方に聞ゆること無きことを、其勝狀の巨細に至つては第一卷山川の條下に詳なり。

發心嶽、櫻

●發心嶽、櫻 山本郡に在り 耳納山の連峯中にして、山伏嶠峻、蒼

苔滑潤、山頂に發心權現の祠あり、櫻花松間に交りて天を鎖し、千村萬落の眺望、筑川帶の如く繞り、山下に道路ありて、往來絡繹たり、其佳勝悉く記すに遑あらず。

足代山

●足代山 或は足白に作る 竹野郡石垣村の南に當つて、耳納山

の形勢古は松柏峯嶺に茂密し山足は不毛の地なりし故に山の足白く見ゆるを以て此名ありと古老の傳説にあり。

●石垣里石垣里 竹野郡に在り 耳納山の麓にある勝地なり。

大善寺十景詩
歌
御船松濤

●御船松濤

中村 易直

西伐功成此凱旋神祠如在二千年
長廊風度松濤起回首猶疑泛御船

杉山 正義

● 昔日西征錦纜還神蹤爰止御船山
老松猶認波濤勢碎泝風聲落衆間

久德 重恭

● 千滿投珠鴻業成神宮千古玉垂名
依稀劍首凱旋日風送波濤松樹聲

山田 成章

○ なみの音うつせの貝も残るらん
よせし御船のまつのしるしに

僧房竹雨

● 僧房竹雨

重 恭

水曲竹林瞻彼淇萬竿繞院綠參差
嘈々絃韻私清梵知是雨聲來到時

正 義

● 竹房長對碧琅玕風露滴枝六月寒
何用涓流千畝富虛心唯要雨中看

易 直

● 蕭條寒玉透檐櫺雨到千竿一段清
滴瀝滿林人不見僧房獨鎖暮天聲

成 章

○ うさふしもあらで静にふる寺の
雨うちそぐのきのくれたけ

澁川流螢

● 澁川流螢

正 義

清霄閑步澁川畔螢火惹涼忽有秋
却恨囊盛應裏伴飄揚聚散自風流

● 燿燿流燈接水光清風過處忽飄揚
終宵聚散波川畔消却炎塵惹得涼

易

直

● 垂楊風度波川頭萬點群螢水面流
兩岸光輝如不夜可憐隋帝費微求

重

恭

○ 風にちり波にきえつゝ川の名の
あられと見せて飛ぼたるかも

成

章

野橋過客

● 野橋過客

賣酒村前野水隈一橋高架勢崔嵬
履霜行客留蹤去迎月遊人倒影來

易

直

● 野郎門外濟川功人跡馬蹄來往通
多景不留橋上客夕陽朝雨去匆匆

重

恭

● 驛亭村市接河濱橋勢高橫虹影伸
憧々往來多少客不知題柱是何人

正

義

○ たび人のやどかる上の町ちかみ
いとぎて渡る野路のまほ橋

成

章

朝日晨鐘

深樹蕭森古梵宮蒲牢報曉徹寒風
滿牕霜白夢初覺朝日未啼朝日東

重

恭

● 鯨韻初蕪欲隱天夜明山上梵樓邊
雪晨花曉孤牀下都被此聲了萬緣

正

義

● 朝日未明橫曉參枕頭忽聽送鯨音
尋常一樣覺眠處誰知少陵深省心

易

直

○ 分て世のねむりやさます朝日寺

まだあけはてすかねの響も

成

章

● 吹上春望

和日輕風吹上岡花芳柳綠弄春粧
登臨四顧馳懷處不盡江山畫樣長

正

義

●

十里山川圖畫裏明花暗柳映清光
遊人日落未歸去暖吹舒吹吹上岡

易

直

●

春來勝境弄韶華吹上岡頭望景除
筑水烟籠千岸柳肥山雲映滿林花

重

恭

○

かすみたつ柳さくらもふき上の
岡邊につゞく春のむらざと

成

章

鷺田春雪

● 鷺田春雪

原野雲低沈夕暉朔風飄雪滿天飛
丹青難寫詩難賦白玉田疇白鷺啼

重

恭

●

凍雲四合雪花鷺一望皚乎埋水村
獨有寒鴉風裏搏鷺群難辨鷺田昏

正

義

●

瀟瀟萬頃雪江村埋沒都無一點痕
白賦莫誇梁苑曉光搖銀海鷺田昏

易

直

○

降り積る森はそこともしら鷺の
鷺田の雪にねぐらあらそふ

成

章

● 古厩皓月

一痕明月野頭秋樹影蕭疎厩貌幽
千古感懷多少事銀蟾玉兔問無山

易

直

長嶺石人

● 荒涼野廬縱爲陳一代元功青史新
 煠夜無人明月在寒光霜落石麒麟

● 丘上松林秋色寒席廟舊址石礎殘
 平原懷望清輝裏古往今來月一團

○ 世々ふれど空にや仰ぐから國も
 このかみ垣の月のひかりは

● 長嶺石人
 石物儼然長嶺陰雨淋日炙葦霜深
 鬼功神化知何代惱殺騷人好古心

● 浴雨掃風誰與儔頑然鬼立幾春秋
 摩挲何事感騷客自不解愁人自愁

正義
 重 恭
 成 章
 重 恭
 易 直

千年遠帆

● 會説石人備賊夷千年遺物自神奇
 英雄已逝跡難問空惜一辭無刻碑

○ 心あらば問はまし物をその上の
 たが形しろか嶺のたつし

● 千年遠帆
 長流百里幾村隈欸乃沙頭日々催
 舟子不知添遠景輕帆各自約風來

● 江流一曲寺門西柳色如烟十里隄
 遙景忽疑升淡上片帆迥處白雲齊

● 關西第一大川名五郡縈回幾里程
 水下三瀨潮沙應雲帆來去似蒼瀾

正義
 成 章
 易 直
 正 義
 重 恭

○

成

章

ちとせ川とほき流もみつしほに

まほ引つれてのぼる友ぶね

右十景の詩歌一軸、畫圖一軸、各錦繡の表帙を加へ、漆函に藏め、本藩の母君盛徳院殿これを寄附せられたり。

〔補〕右十景詩歌一軸、老稱雷、府下之詞伯書士所集也、然、忝歷本州母君

清徳院殿電覽、賜以繡標及漆函、突藏諸、神廟、欽祈、國祚、以傳萬世云、

寛保癸亥年夏五月

大善子院前善住院大阿闍梨亮昌謹誌

(米積詩文選)

祥異

(○原本ニハ各項トモ題目ナシ今
閱覽ノ便ヲハカリテ之ヲ補フ)

磐井、叛亂

●磐井の叛亂 繼體天皇の御宇、筑紫國造磐井叛逆を謀りて、朝命に従はず、茲に於て詔して、物部大連鹿鹿火に斧鉞

御西、遭難

草野永平兩職
ニ任ズ

●御西の遭難 元慶七卯年六月三日の夜、群盜百餘人、筑後守都朝臣御西が居館を圍み、遂に御西を射殺す。

●草野永平兩職に任ず 文治二年閏七月、草野太夫永平、屢忠功を抽づるに依りて、勅ありて筑後國在國使押領使の兩職に任ぜらる。

大原、戦

●大原の戦 正平十四亥年、南朝の旗下、菊地肥後守武光、義兵を起して、太宰少貳を伐たんが爲め、征西將軍の宮を主將として、其勢八千餘人、高良山、柳坂、耳納山に張陣し、七月十日、武光筑後川を濟り、少貳が陣を襲ふ。少貳利を失ひ、御原郡山隈原に退く。菊地これを逐ひ、竟に勝利を得たり、之を大原の戦といふ。

筑後川河畔

●筑後川河畔の戦 文中元子年菊池武教筑紫の探題今川貞世入道了俊及び太宰少貳頼資と筑後川を隔て大に挑戦し、武教利を失ひ、肥後に退く。

義滿武政ヲ伐

●義滿武政を伐つ 同三寅年、將軍義滿肥後次郎武政を征せん爲め、九州に進發せらる、武政高良山の險に據りて防戦す、京軍敵し難く、遂に和義を乞うて平定す、

秀吉群雄ヲ征

●秀吉群雄を征す 天正十五亥年四月、豊臣秀吉公、九州を征治せんが爲め、大軍を引率し、出馬ありて、高良山吉見嶽に陣城を營み、服従せざる本州の國士數輩を悉く征伐ありて、生葉竹野御原の三郡を、筑前國名島の城主、小早川左衛門佐隆景に増加し、山門下妻三瀧三郡の内、十三萬二千百石餘を立花飛騨守宗茂に賜ひ、山本御井上妻三瀧四郡の内、三萬五

八院村戰

千石を、小早川藤四郎秀包に賜ひ、上妻郡の一萬八千石を筑紫上野介廣門に賜ひ、三池郡の内、一萬八千石餘を高橋主膳正直次に賜ひ、又三瀧郡の内、千石を三池上總介鎮實に、山門郡の内、五百石を兵庫頭鎮運に與へて、立花宗茂の與力たらしむ。●八院村の戰 慶長五年十月二十日、鍋嶋勝茂、立花宗茂、三瀧郡中八院村に戰ふ、宗茂遂に敗績し、戦死する者數を

吉政入國

●吉政の入國 同六丑年、田中兵部少輔吉政、當國都て三十三萬石の封を受けて入國せらる。

忠政入國

●忠政入國 同十四酉年、田中吉政卒去、息隼人佐忠政入國せらる。

忠政除國

●忠政除國 同二十卯年、元和元年大坂の役に、田中忠政

春林公受封

疾病あつて、出馬遅延する罪に依り國を除かれて蟄居す。爰に於て肥州島原の城主松倉豊後守、豊州府内の城主竹中采女正をして、米柳二城を監察せしめ、州内の政令を司らしむ。

春林公入封

●春林公の受封 元和六申年十二月八日 先君春林公丹州福知山八萬石の采知を轉じ筑後州の内八郡(高二十萬石)を賜ひて、久留米城に封ぜらる。

島原陣

〔補〕春林公入封 同七酉年三月 春林公入封せらる(久留米) ●島原陣 寛永十四丑年冬十月、肥前國高來郡に於て、耶蘇の兇賊蜂起し、有馬浦の古城に楯籠る。鈞命に依て九州の侯牧彼地に馳趣き、征伐あり、時に 春林公、瓊林公共に江府の邸に在り、瓊林公、官に訴へ、彼地へ出馬の暇を乞ひ、同十一月十五日、江府を出馬ありて、十二月十三日、米府

春林公も亦

に著城翌日筑後川洗切より出船ありて、同十五日彼地に著陣 春林公も亦 台命に依りて、同十五年正月十二日江府を出馬ありて、同廿九日米城に歸着、翌日洗切より纜を解き、二月朔日、有馬の地に著陣あり、同二月二十八日、諸軍の兵卒一時に賊壘に亂入し、賊主四郎時貞并に餘黨悉く誅に伏す。當家の士卒總計七千三百餘人、此内戦死する者七百三十人、創を被る者五十餘人也、同三月二日、瓊林公有馬を出船有りて、同四日米城に凱旋あり、春林公は同五日出船ありて、同六日歸城あり、斯くて 兩公に従ひて賊地に趣きし士卒の忠功を糺し、賞罰を行ひ、戦死の遺跡を續がしめ、又四方より當家を慕ひ馳會して戦地に從へる浪士數輩を米城に招きて饗應せらる、不日にして 將軍家より懇厚の奉

寛永辛巳、旱魃

書到來し、兩公の功勞を賞せらる。
●寛永辛巳の旱魃 同十八巳年初夏より、中秋に至り、旱魃にて米麥登らず、草木凋枯し、池魚悉く盡く。

春林公、薨去

●春林公の薨去 同十九午年閏九月晦日 春林公米

城に於て逝去せらる、春秋七十四歳、殉死の仕臣二人、北川坂右衛門正員村上久左衛門尚清、同年 瓊林公其遺領を承續せらる。

星野金鑛ヲ鑿

〔補〕星野金鑛を鑿つ 寶永二十未年始めて生葉郡星野村の金鑛を鑿つ(久留米小史)

靈廟創立

●靈廟創立 承應元辰年高良山中に 大猷院殿の靈廟を創建せらる

瓊林公、薨去

●瓊林公の薨去 承應四未年(明暦元年)三月二十日、

萬治己亥、洪水

瓊林公參觀の海路、長州鹽田原に於て逝去せらる、春秋五十三歳、殉死の仕臣堀江伊右衛門岡村宇兵衛、猿木孫次郎、石井勘十郎、關七郎、右衛門、同年 靈源公其封を相續せらる。

●萬治己亥の洪水 萬治二亥年、霖雨洪水、田畑荒蕪、因りて檢察使として江原與右衛門、藤堂主馬、江城より來、著州内を巡見せらる。

大石、渠成ル

●大石の石渠成る 寛文四辰年、生葉郡大石村石渠疏鑿成る。

長野、水竇成

●長野の水竇成る 同年生葉郡長野村水竇鑿築成る。

耶蘇教檢斷

●邪徒檢斷 同五巳年、耶蘇の邪徒檢斷として、使价下曾根三十郎、岡部正左衛門、江府より到着せられ、米府の司吏有馬半右衛門、稻次八兵衛、其事に關かる。

靈源公、薨去

●靈源公の薨去 同八申年六月二十四日 靈源公逝